

平成25年定例第4回市議会会議録(第2日)

平成25年12月9日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	壇	康夫
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	牛嶋	利三
10番	中尾	眞智子			

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	梶嶋 修一	議会事務局係長	松藤 典子
次長	梶嶋 久男	書記	柿野 孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原 親	福祉事務所長	梅津 俊朗
副市長	高野 道生	環境衛生課長	富重 巧斉
教育長	藤原 喜雄	農林水産課長	坂梨 一広
監査委員	平井 常雄	商工観光課長	吉開 均
総務部長	吉開 忠文	上下水道課長	加藤 康志
市民生活部長	松藤 泰大	学校教育課長 兼学校再編推進室長	大津 一義
環境経済部長 兼企業誘致推進室長	横尾 健一	教育部指導室長	藤木 文博
建設都市部長	石橋 慎二	環境衛生課長補佐 兼環境衛生係長	松尾 和久
教育部長 兼教育総務課長	江崎 昌昭	総務課庶務担当係長	藤吉 裕治
消防長	塚本 哲嘉	建設課長	梅崎 克美
総務課長	馬場 洋輝	建設課長補佐 兼道路係長	松尾 正春
企画財政課長	坂田 良二	建設課水路係長	櫻木 研治
企画財政課長補佐 兼財政係長	西山 俊英	商工観光課長補佐 兼商工観光係長	城 敬介
介護健康課長 兼地域包括支援センター長	野田 浩		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	4	荒 卷 隆 伸	1. 一般廃棄物処理の取り組みについて
2	5	瀬 口 健	1. 激甚災害時の義援金の配分について 2. 停滞している土木工事について
3	6	川 口 正 宏	1. 民生委員・児童委員の活動について 2. 福祉バスの有効活用について
4	13	中 島 一 博	1. 地球温暖化防止事業について
5	2	野 田 力	1. 地場の食料品製造業に強力な支援の輪を

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行います。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行っていただくようお願いいたします。

また、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずに、まとめて質問をしていただきますようお願いをしておきます。

それでは、早速一般質問を始めます。順次発言を許します。まず、4番荒卷隆伸君、一般質問を行ってください。

○4番（荒卷隆伸君）（登壇）

皆さんおはようございます。12月の第4回定例会の最初の一般質問を行わせていただきます。4番議員の荒巻でございます。

通告をいたしておりました一般廃棄物処理の取り組みについてということで通告をさせていただいておりますけど、ことしの第2回定例会だったかと思いますが、上津原議員さん、そしてまた牛嶋現議長さんですけれども、お二方からもこのことについての質問が行われておりましたが、重複する部分もあるかもしれませんけれども、その後の経過もかなり進んでおるのでございますので、そのことについて質問をさせていただきたいと思っております。

本市の第1次みやま市総合計画2009～2018の第4章に時代の潮流とまちづくりの主要課題として、生活環境の整備及び安全・安心対策の推進、持続可能な資源循環型の実現に向け、省資源・省エネルギー、リサイクルといった環境への負荷を軽減する取り組みを行う。また、第2章に基本方針の中でございますが、近年、温暖化問題など、地球規模での環境保全が強く求められており、自然環境に負荷を与えない循環型社会の形成が重要となっております。省エネルギーの普及促進に積極的に努めるとともに、限りある資源を大事にするまちづくりを目指し、分別の徹底などを図りながら、ごみ発生の抑制や減量化、再資源化への取り組みを促進しますと書いてあります。

この第1次みやま市総合計画を上位計画として、同計画により示された本市の将来像である「人・水・緑が光り輝き夢ふくらむまち」を実現するための環境関連施策事業の基本指針として、みやま市環境基本計画が平成22年にできております。また、同じように一般廃棄物資源循環基本計画が先月、11月末に環境審議会において承認がなされております。この基本計画の中に書かれてあることについてでございますが、今回の質問として通告をいたしております一般廃棄物処理の取り組みについてということでお尋ねをいたします。

みやま市、柳川市において一般廃棄物処理施設整備を平成32年稼働を目指して、生ごみや焼却ごみの処理方法について検討されているが、現在の状況についてお尋ねをいたします。

具体的事項の1番として、一般廃棄物処理施設整備に向けてのスケジュールを示してください。

具体的事項の2番、最終処分場についてでございますが、最終処分場の能力はあと数年と聞いておりますが、いっぱいになった後の対応をどうするのか。

具体的事項の3番、再生可能エネルギーの導入についてでありますけれども、再生可能エネルギーとしてメタン発酵発電を平成30年稼働を目指して計画をしてありますが、現在の状

況を説明してください。

具体的事項4番、収集運搬業務についてでありますけれども、一般廃棄物処理施設が計画どおりに進めば、柳川市の橋本町に建設されることとなり、現在よりもかなり遠くなりますが、収集運搬業務のコストがそれに伴いかなり上がってくると思いますけれども、その対応についてどうするのか、お聞かせください。

具体的事項の5番、高齢者や障害者世帯へのごみ収集の対応についてであります。高齢者や障害者の世帯において、現在、ごみ出しが困難な世帯があると聞いておりますが、このことは少子・高齢化、将来的にももっともつとふえてくる世帯があるというふうに思いますが、その対応として検討がなされているのかどうか、お聞かせください。

以上、具体的事項5点についてお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

おはようございます。荒巻議員さんの一般廃棄物処理の取り組みについての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の一般廃棄物処理施設整備に向けてのスケジュールを示してくださいについてでございますが、みやま市と柳川市では、ごみ焼却施設の老朽化に伴い、平成24年度より協議を進め、両市共同での施設整備を行うことで合意し、適地選定委員会の答申を受け、柳川市橋本町にある市有地の下水道処理施設の用地の一部を最終候補地として決定し、現在、地元の方々と協議を進めているところでございます。

具体的な施設整備のスケジュールといたしましては、平成25年度に両市単独のごみ処理基本計画を策定し、その後、両市のごみ処理基本計画を統合し、その計画に基づき、平成26年度に施設整備計画を作成することといたしております。

その後、生活環境調査や基本設計等を行い、平成29年度から平成31年度の3カ年で用地造成、施設建設を行い、平成32年度稼働を目標として準備を進めているところでございます。

次に、2点目の最終処分場についてでございますが、みやま市一般廃棄物埋め立て処分施設、いわゆる最終処分場は、埋め立て容量2万7,000立方メートルで、平成10年2月より埋め立てを開始し、埋め立て可能年数があと数年となったため、最終処分場の延命化方法を検討するために、今年度、福岡大学に委託し調査を行いました。

その結果、平成24年度までの埋め立て実績は2万627立方メートル、残容量は約4年、平成28年度までは埋め立てが可能という結果となっております。

現在の最終処分場をかき上げた延命化については、約8年の延命化が可能であるという調査結果が出ており、今後は地元及び関係団体の方々と十分協議を行い、延命化を進めてまいります。

次に、3点目の再生可能エネルギー導入についてでございますが、平成24年度に実施いたしましたみやま市再生可能エネルギー導入可能性調査により、今後、期待が持たれる再生可能エネルギーとして、生ごみ・し尿汚泥系メタン発酵発電が有望であると、みやま市再生可能エネルギー導入可能性調査委員会より報告をされました。

この調査結果に基づき、今年度も昨年度に引き続き、福岡県の補助事業を活用し、原料発生量、事業性の評価等の詳細調査を実施いたしております。

また、11月28日に開催しましたこの調査委員会において、生ごみ処理施設建設費、収集費、発電量、施設維持費、液肥利用等の総合評価を行い、現在稼働している飯江川衛生センターの後継施設として、生ごみ・し尿汚泥系メタン発酵発電設備を導入することが確認され、11月29日に開催した環境審議会において、生ごみを分別し、資源化することを盛り込んだみやま市一般廃棄物資源循環基本計画が承認をされました。

今後、施設建設に向け、市民への生ごみ分別、液肥利用の啓発と用地の取得、施設整備を進め、平成30年度の稼働を目標に準備を進めてまいります。

次に、4点目の収集運搬業務についてでございますが、柳川市橋本町に予定されている新処理施設までは現在の清掃センターから片道約15キロメートルあり、一往復で30キロメートル遠くなることになります。

現在、みやま市では、燃やすごみを週2回収集し、ごみ収集車は清掃センターまで1日約5往復いたしております。新施設までは一往復30キロメートル遠くなることから、現在の収集体制では収集できないことになります。そのため、柳川市への搬入量を削減するため、①焼却ごみの収集回数の見直し、②事業系焼却ごみの制限、③生ごみの分別収集、④紙やプラスチックの分別の徹底など、市民の皆様には資源化の重要性を御理解いただくよう、生ごみの分別収集に対する地元説明会や古紙の収集方法の変更に向けた広報活動をより積極的に取り組み、焼却ごみ削減を図ることにより、収集運搬経費の削減を目指してまいります。

最後に、5点目の高齢者世帯へのごみ収集車の対応についてでございますが、今年度、9

月から11月まで3カ月間、市内の3地区で生ごみ収集モデル事業を行いました。

生ごみを分別収集するおけを行政区長や区民の方と話し合い、5軒に1つの割合で設置し、生ごみを収集いたしました。モデル地区の方々へアンケート調査を行ったところ、「燃やすごみが軽くなり、ごみ出しが楽になった」「生ごみ収集を早く本格化してもらいたい」という声が多く出され、高齢者の方々からも喜びの声が寄せられております。現在、高齢者や障害者の方々のごみ出しサポートのあり方の検討をいたしております。

さらに、みやま市一般廃棄物資源循環計画に盛り込んでおります高齢者の方々が新聞紙等、重いものを出しやすい仕組みとして、古紙回収を戸別に回収するちり紙交換方式への変更を検討いたしております。また、紙おむつの分別収集も検討しており、来年度モデル事業を行う予定です。

いずれにいたしましても、みやま市一般廃棄物資源循環基本計画に基づき、市民、事業者、行政の協働のもと、環境に配慮した住みよいまちづくりを進めてまいりますので、御理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

今の答弁書の中に、両市単独のごみ処理計画をつくるということ、策定するという事になっておりますが、本市においては、先ほど質問をさせていただいたときに申し上げました11月の末にできた、みやま市一般廃棄物資源循環基本計画と、このことに当たるかと思っておりますが、柳川市についてはまだそれが策定されてあるのか、策定されていないのか、その辺がわかればお願いしたいと思いますし、また、両市の基本計画を統合して、その計画に基づき、26年度に施設整備計画を作成するという事での答弁ですが、26年度中ということでございますけれども、その基本計画、両市であわせた基本計画ですね、その内容について、少し協議をされてあるように聞いておりますが、例えば、ごみの量とか、そういうことを協議されてあると思っておりますが、今、協議されている範囲内でお答えをいただければと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

これにつきましては、副市長が主になってやっておりますので、副市長から内容のことは

詳しく説明をさせたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうから報告申し上げますが、まだ具体的には中身については全然進んでおらないところございまして、ただそういう考えを持っているということで、双方協議していくということの意思確認はしているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

済みません、副市長さんも答弁はわかりますけれども、担当のほうは少し、何か打ち合わせをされておるように聞いていますので、担当のほうでわかればちょっと答弁いただきたいと思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

おはようございます。環境衛生課長の富重です。今の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の柳川市の廃棄物処理基本計画の策定状況なんですけれども、現在、柳川市におきまして委託をされて計画を策定中でございます。これにつきましては、早ければ年内、遅くとも1月中ぐらいにはでき上がるというふうに一応聞いております。ただ、若干まだ準備のほうがあるようでございますので、ただ、年度内にはできるということで、次に御質問ありました26年度中に施設整備計画を策定するがというふうな御質問でございますが、その柳川市さんの基本計画、それから先ほど御指摘のありましたうちの循環型の基本計画、この2つのすり合わせをしまして、循環処理計画にのっとりた施設計画をつくっていくということになっております。つまり、みやま市側がどれくらいの廃棄物処理量があるのか、あるいは柳川市がどれくらいの処理量があるのか、それを両市の基本計画の中でうたっております。それを見込んで施設整備計画に役立てるというふうな段取りになっております。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

今、答弁いただいた分につきましては、多分、焼却ごみのほうかと思えますけれども、柳川市と共同でつくるという中にリサイクル施設も整備をされるという計画になっているんじゃないかと思いますが、例えば、リサイクル施設をつくったときに、どういったものを持ち込もうという協議が、今の段階でわかる範囲で結構ですけれども、お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

その計画につきましては、先ほど言いました両市の循環処理計画をもとにつくります両市での処理計画の中で決めていくということになっております。

現在、基本的な考え方としてリサイクルセンターも計画の中には入っておりますが、具体的に今、お知らせするような内容までは煮詰めていないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

スケジュールですから、今ぐらいの答弁にしか当然まだ進んでいないというふうに思いますが、リサイクル施設についてはプラスチック、ペットボトル、缶、瓶、粗大ごみ、いろいろあるんですけれども、みやま市内で処理できるものは柳川まで持っていく必要がないんじゃないかなというふうに思いますので、その辺を踏まえながら進めていただければいいというふうに思っております。

それから、当然まだ計画段階ですから、建設費とかというのは全然わかっていないというふうに思いますが、ことしの8月23日の全員協議会で配付をされました報告の資料の中に、ごみの量はある程度、予測だと思えますけれども、書いてあったと思えます。全協でお示しをいただいた資料の中の1ページ目、エネルギー回収推進施設ですかね。これは清掃センターのことだと思いますが、焼却するか、熔融するかということで、100トンから134トン、日量でございますけれども、持ち込むという、焼却できる施設というふうに書いてあります。それから、リサイクルセンターについては17トンから22トンというふうに、これを不

燃物、資源物ということで書いてありますが、大まか、例えば100トンぐらいの施設をつくと建設費は幾らぐらいになるのか、そのとき何か市長さんの答弁で何十億円というお話があったように聞いておりますが、大まかな数字で結構ですけれども、わかりますか。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

まだ設計も何もできていない段階でございますけれども、ただ、五、六十億円は必要だろうというような金額がひとり歩きをしているようでございます。具体的にはまだ全然わかりません。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

具体的事項はそういうことで、スケジュールということでございますので、その辺でいいかと思えます。金額的にはそのような数字を全協でも聞いたというふうに記憶をしておるところでございます。

具体的事項5までの間に、ちょっと同じような内容があったりするものですから、質問が再度になったり、行ったり来たりするかもしれませんが、そこをお許しいただいて、御答弁をお願いしておきたいと思えます。

2点目の最終処分場についてということで書いておりますが、これも清掃センターに持ち込むごみの量によって当然変わってくるんですけれども、かさ上げをして延命化をするということですが、具体的にはどれぐらいのかさ上げをして8年間を延命するということになるのか、もう少し詳しく説明をいただければと思えます。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

先ほど市長のほうから答弁がありましたように、今年度、福岡大学の松藤教授のほうに委託をしまして調査を行いました。その結果、延命化の方法としましては、以前の議会でも御答弁しておりましたとおり、築堤方式ということで周りに堤防をつくってかさ上げをするということで検討をしております。

調査結果としましては、一応5メートルまでかさ上げをしても地盤の沈下及び滑りといえますか、横にはみ出すとか、そういった地殻変動は影響がないというふうなことの結果にはなっておりますが、今回の延命化の計画としては、3メートルほど築堤をして、先ほど答弁ありましたように、約8年間ぐらいの容量を確保したいというふうなことで検討をしております。これにつきましては、まだ地元のほうと協議を今から始めるような段取りになっておりました、その報告については随時行わせていただきたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

3メートルのかさ上げということで8年間延命をするということですから、4年後ですから、この計画が進みますと12年間は大丈夫ということになるかと思えます。

先ほど全協の資料の中にとということで、焼却をするのか、熔融とするのかということが書いてありましたけれども、この焼却をしたときの最終的に持っていく灰と熔融炉で焼却した灰とでは10分の1ぐらいの差があるようなことを聞いておりますけれども、例えば、熔融炉方式で焼却をするということになりますと、灰を10分の1でいいということになりますと、残り4年間、今の施設で4年間、最終処分場の能力があるということは、10分の1だと10倍長持ちすると、40年間長持ちするということになるんですけれども、まだ焼却方法が決まっていないんですが、例えば、その焼却方法が26年度に決定をすれば、そのかさ上げする必要がないんじゃないかという考え方にはならないのかどうか、教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

確かに今、御指摘のように、熔融と焼却のみの場合とでは大きく埋め立て用の灰の量は変わります。ただ、しかしながら、その熔融方式と焼却方式と、これでは建設コスト及びランニングコスト、これらを総合的に判断して、今後、先ほど言いました柳川市との施設整備計画を立てる形になるかと思えます。この施設計画を策定するには、やはり専門家の意見も十分お聞きした上で決定されるものと認識をしております。

既に近隣でも荒尾か長洲あたりがこの方式をとっていると思っております。先日うちの

職員のほうで視察を行わせていただいたんですけども、それについても方式のとり方については、やはり検討する必要があるというふうに思っております。

今後、専門家の意見を聞きながらやっていくわけですので、熔融方式になった場合、延命化は現在の量で40年というふうな残余量になりますけれども、その辺も踏まえて検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

4 番 荒巻隆伸君。

○4 番（荒巻隆伸君）

これも計画段階ですけども、今みたいな課題があるということで、できるだけ将来にわたって市が負担する費用が少ないようにできればいいなというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたしておきます。

それから、具体的事項の3つ目に行きますけれども、再生可能エネルギー導入についてということですけども、今、飯江川衛生センターが築15年を経過しておるというふうに聞いております。その中で、みやま市再生可能エネルギー導入可能性調査委員会から報告されたこと、それから、それに基づいて原料発生量、事業性の評価ということで相応の調査を行われておりますが、この原料発生量というのは多分生ごみの量を調査したということで、みやま市内で3地区、9月、10月、11月の3カ月間で調査を行ったというふうに聞いておりますが、11月まで行われていますので、今、調査の結果がまとまっているかどうかわかりませんが、答弁の中にちょっとアンケートのこともさっきあったように思いますので、わかる範囲、その調査結果を御報告いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

生ごみの収集モデル事業につきましては、市内3カ所の地区で行わせていただきました。瀬高地区につきましては下長田地区、高田地区につきましては江浦町地区、山川地区につきましては野町本町地区について、それぞれ72軒、51軒、60軒、計183軒の世帯の御協力をいただきながら、9月から11月の3カ月間、週2回、生ごみの収集を行ったところでございます。3カ月の収集の量なんですけれども、収集量全体としては約4.5トン収集を行いました。1世帯平均で約25キロ、1回平均で約1キロ弱の収集量がっております。

また、10月と11月の2カ月間につきましては、事業所ごみの生ごみがどれくらい出るのかということ进行调查するために、瀬高地区で6事業所、高田、山川地区で6事業所の計12事業所の調査を行ったところでございます。これにつきましても、2カ月ではありますけれども、一般家庭とほぼ同じ約4,500キロの収集が行われておりまして、1事業所当たり1回平均14キロ程度の収集が行われております。

また、アンケートにつきましては、参加されました183世帯に対してアンケートを行いまして、回収が159世帯、約87%の回収率でございますけれども、生ごみ排出世帯がこの3カ月間やりましたという結果が73%の方がほぼ毎回出されているようでございます。149世帯のうち10世帯が全く、あるいはほとんど参加していないというふうな結果になっております。

この事業に対する評価なんですけれども、約74%の方が焼却ごみが減少したとか、猫やカラスの被害がなくなったとか、それからごみ収集場所が汚れなくてよかったとか、そういった肯定的な意見で、よい評価をいただいております。

また、否定的な意見といいますか、困った意見としましては、夏場のにおいがちょっと厳しいとか、それから、今回、生ごみを収集するに当たって将来的に考えております農業に還元するという液肥の心配をされているというふうな方がいらっしゃったということでございます。

それから、もう1つが生ごみを今回、モデル的には戸別収集ではなく、5軒に1カ所ぐらい程度で収集を行っております。その際に、高齢者の方がやはりそこまで持って行くのがちょっとつらかったというふうなアンケート結果が出ておりますので、意見が出ておりますので、今後これらを参考にしながら収集体制を考えたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

再生可能エネルギー導入についてというところでの質問と答弁なんですけれども、今、15年を経過しておる施設にメタン発酵発電施設を平成30年度までに稼働させたいという目標がありますけれども、今ある施設を使った上にメタン発酵発電なのか、まるっきり新しく発電施設をつくるのか、それとも、もう逆戻りはないんでしょうけれども、今の体制で進むと、3つのやつが事業性の評価の中で、その3つを比較されていたというふうに思いますので、

そちらの比較でいくと、多分どれかに一番点数がついたということになるかと思いますが、まずその説明をいただければと思います。生ごみを分別しない方法、生ごみを分別して飯江川の施設を活用してメタン発酵発電をするのか、まるっきり新しく施設をつくるのかと、この3つでの評価をされたと思いますが、その評価の結果を教えてくださいたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

お答えします。

3つの方法について検討をしたわけなんですけれども、結論から申し上げまして、3つとも最終的に建設費、それからランニングコスト等の経費の比較を行っております。15年間を見ますと、それぞれ現在の方法をそのまま延長してやっていくということでも、15年間で約96億円ぐらいかかるんじゃないか。それから、飯江川を一部利用しながら生ごみだけをエネルギー化するという方法でも約98億円ぐらいかかるのではないか。それから、もう1つが飯江川衛生センターをやめて、生ごみとし尿、汚泥、それから浄化槽汚泥、それらを含んで全部やったとしても約95億円ぐらいというふうな試算結果になっております。比較しますと、ほぼ15年間ではどれをとってもコスト的には余り差がなかったわけなんですけれども、飯江川衛生センターを廃止して生ごみ、し尿汚泥の施設をつくるということで、大きな差としましては二酸化炭素の排出の抑制が行われるということで、約40%ほど削減できるという結果や、それから、現在、この生ごみ、し尿汚泥の施設のおおよそのイメージとしましては、隣の大木町さんが現在「くるるん」という施設で行っている施設なんですけれども、ここにつきましては地元の雇用というのが大変大きな成果としてあらわれております。

それからもう1点が、先ほどもちょっと答えさせていただきましたけれども、この施設からできる液肥、これが肥料になるわけなんですけれども、これが大変農家の方に喜ばれていると、地元還元できる。大木町のほうでは、いわゆる慣行農法、化学肥料を使ったりしてやる栽培方法で平均的に労務費を含めて、1反当たり12千円ほどかかると。ただ、大木町のほうでは、これが散布費用の1千円で行われているというふうにお話を伺っております。そのコストが大きく下がるということで、大変農家の方に喜ばれている。これが大きなメリットになるというふうに判断をされまして、報告書の中では、この飯江川衛生センターを廃止して、生ごみ・し尿汚泥系発電施設をつくったほうがいいのかという結論になって

おります。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

わかりました。

それから、また戻りますが、分別するという事なんですけれども、どのような回収方法があるのか。今、5軒に1軒の調査をされておりますが、これは分別をする人、しない人という世帯があるかと思えますけれども、やっぱり分別をされるだけの苦勞があるということは、それだけのメリットもなしかなかなかやらないんじゃないかと思えますけれども、その分別をする世帯、しない世帯でのそういったメリット、デメリットとは言いませんけれども、分別をしたところに対する御褒美といいますか、何かそういうのがないとなかなか分別に協力的じゃないのかなというふうに感じておりますが、そこは何か検討されていたら教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

今後、この生ごみ・し尿汚泥系発電施設をつくるというふうな方針は今出ておりますけれども、これが本当に具体的になって、施設をつくるということが正式に手続上決まったら、できるだけそちらのほうに生ごみを集めるような工夫をしないと、その施設が有効に活用できないということに当然なってきます。つまり、その際には、今回のアンケートの中でもあったんですけれども、今まで週2回ごみを出していたのが、週に1回しか出さなくていいようになったとか、そういうふうにごみの減量にもつながっていますし、それを負担する市民の方の金額も安くなっているわけなんですけれども、いろいろその生ごみをなおよく収集する方策の一つとしては、今後、料金の見直しも検討をしていかないといけないのかなというふうに思っております。

その料金を見直すことによって、生ごみを集めて、それから出てきたエネルギーについては、できるだけ安価、大木町の場合は、液肥の場合は散布費用として1反当たり1千円取られているようなんですけれども、液肥自体は無料で配布をされています。

そういったことも十分考えながら、この施設の建設、あるいはこの方式を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番 荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

ありがとうございます。清掃センターは26年度で計画をするということですが、その計画の中でごみの量が決まっていなくて、そっちの26年の計画が決まらないということになるんですが、このメタン発酵発電の最終的につくり出すというのは、じゃ、早い時期じゃないと、その計画に進むことができないということになると思うんですが、一応執行部としてはいつをめどに、そのメタン発酵発電をするしないの結論を出すということになるんですかね。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

先ほども市長の答弁のほうにありましたように、基本的に11月30日の本市の環境審議会のほうで方針は決まりました。そちらの方針で行くというのはもう決めております。先ほど言いましたのは、いわゆる施設をつくるに当たって単費だけではなかなか厳しいというところでございまして、国の補助であったり、県の補助であったり、そういった補助を十分探して有利な補助を見つけながらやっていきたいということで考えております。方針としては、もうこの方式をとっていくんだという方針はもう決めております。

○議長（牛嶋利三君）

4番 荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

よくわかりました。

あと、その中に用地取得ということなんですけれども、現在のセンターでは当然メタン発電施設をつくるのに面積が足りないということで、用地をどれぐらいふやさなければいけないということが検討されているなら教えていただきたいと思っておりますけど。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

まず、今の施設の用地にも一部残地がございます。そこを否定しているわけではございませんけれども、先ほど議員御指摘のとおり、あの面積だけでは不足をしているということでございまして、約1.5ヘクタールから2ヘクタールぐらいは必要だというふうに考えておりますけれども、全く今のところ、候補地であったりとか、そういったものの検討についてはしておりません。申しわけございません。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

今のは具体的事項3番ですけれども、これからの計画ということもありますので、次に進んでいきたいと思えます。

4つ目ですけれども、収集運搬についてでございますが、今回、通告の中で収集運搬についてお話をしましたのは、柳川に清掃センターができますと往復30キロ遠くなるということで答弁いただいておりますが、30キロ遠くなる分、当然、運搬費用がかさむと。その費用は、どれだけの施設をつくるかわかりませんが、柳川市さんとみやま市さんで案分比率で負担をしていくと、建設コストもランニングコストもそういうことでやっていくということになると思えますので、運搬費用についても当然そういう考え方ができるかというふうに思っておりますけれども、そこについてはどのように考えてあるかということのお尋ねをしたかったということで、5つの柳川市への搬入量を削減するためということで4つありますが、これを努力した上で、なおかつ持ち込む運搬費用がかさむわけですけど、そこについての考え方がある程度あれば聞かせていただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうからお答えいたします。

実は最終の建築予定地が決定した時点で、みやま市にとってはただいまお話がございましたように、往復で30キロ遠くなるということで主張いたしておりまして、この問題については協議会の中でも、やっぱり今後協議していく必要はあろうかということで認識はしており

ますし、それと、議会でもみやま市にとっては必ずこの問題は取り上げられるだろうということで私のほうからは主張しているところでございますので、この問題については、今後協議をしていくというような形になろうかと思っているところでございます。

それはそれとして、ただいま申し上げましたように、ごみの削減、それから収集運搬経費の削減についても並行して内部で協議はしていく必要があるかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

柳川市さんと仲よくやっていかないといけないのはよくわかりますので、それでもやっぱりみやま市が損しないように努力をしていただきたいというふうに思っております。

それから、4つ目の答弁の中に、古紙の収集方法の変更ということが書いてありまして、5点目のところに戸別に回収するちり紙交換方式への変更を検討してあるということですが、このちり紙交換方式というのは、新聞とか雑誌を出したら、かわりにトイレットペーパーか何かをもらおうと、そういうやり方なんでしょうけれども、今までのルートで回収しているやつを戸別に回収するということでの検討をなされておるということですが、そうになると、戸別的に回りますと当然、運搬費用がまたかさむような話になると思うんですが、その辺の運搬費用がかさまなくて戸別で回収できる方法があれば、それはベストだと思いますけど、そこの検討がなされているということで、そこについて説明をお願いできればと思います。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

現在、古紙の回収につきましては、一般の焼却ごみと同じ業者が収集を行いまして、その収集したごみを今度は紙を売る、処分する業者が選別をして販売をして、その販売した益については市のほうにお金を入れているという状況で、年間委託料とその販売の差が、ちょっと済みません、数字はしっかり覚えていないんですけども、1,500千円から2,000千円ぐらいの差があって、委託料のほうが多いという現状でございます。いわゆるそれが本市の紙の

収集にかかる経費というふうな形で考えております。

今回のちり紙交換方式は、もう既に皆さん御存じのとおり、各家庭に1戸ずつ収集に伺って、トイレットペーパーなりちり紙なりを置いていくというやり方なんですけれども、この方法が今、民間の事業者で本市の一部の地区の中にも既に実施をされております。こういったことが民間のほうではすることができて、行政でなぜできないのかなというふうなことを考えておまして、現在、市内の収集業者が五、六社いらっしゃいますけれども、そういった方とこのちり紙交換方式、今の委託料を払って販売益を市がもらってというやり方じゃなくて、戸別に回収をして、その販売益は皆さんたちがもらって、うちからは基本的に委託料は出さないよというか、ないといったところで、事業として成り立つのかどうなのか、その辺の検討を今現在しているところでございます。

廃棄物の収集、それから処理につきましては、これはもうれっきとした法律に定められている義務でございますので、全く無料ということにはならないかと思えます。その辺は今後、業者の方々と十分協議をしながら、また市民の方にも、いつぐらいから開始できるのか、早急に開始をしたいんですけれども、その結果がまとも次第、戸惑いのないような広報の仕方をして実施に移していきたいというふうに考えております。

○議長（牛嶋利三君）

4番 荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

戸別に回収していただければ大変ありがたいことだと思いますので、費用がかさまない範囲内でできればベストかなと思いますので、頑張ってくださいと思っています。

今まで1番から4番までの具体的事項の中で、コストの話はずっとしてまいりましたけれども、清掃センターがさっきの概略ですけれども、60億円、70億円、それからメタン発酵発電に関しては運転管理まで含めると95億円、建設費が20億円というようなことでしたけれども、かかります。それから、今度は火葬場もまた20億円ということで、ちょうど建設時期が重なって大変な財政がかかってくるということですが、必要なものは必要なんですけれども、できるだけ安くいいものをつくるという考え方でぜひ進んでいっていただきたいと、市民の皆さんに負担にならないようなやり方をできるだけ進めていっていただきたいというふうに思っております。

そして、5番目の質問なんですけど、高齢者世帯へのごみ収集の対応についてでございます

が、この事業に取り組みますと、多分費用が少しかかるようなことをお願いするということになるんですけれども、答弁書にも書いていただいていますね。高齢者や障害者の方々のごみ出しサポートのあり方の検討を開始しておりますということで書いてありますが、実は大木町さん、先ほど自治体の名称出ましたけれども、そこでも行われておりますし、大牟田市さんも既に行われておると。そしてまた、柳川市さんも26年度中にはやりたいということで進められております。これが大牟田市の場合は福祉収集ということで、きちっとできておりますし、また柳川市さんのほうでは訪問収集の実施ということで今検討がされております。この高齢者や障害者の方々ですけれども、親族とか近隣在住者等の協力を得ることが困難、また、一人でごみ出しをすることができない方々、対象となるのは65歳以上で介護保険の要介護、要支援認定を受け、かつ訪問ヘルプサービスを利用している高齢者の方のみの世帯、またはひとり暮らしの者、障害者については身体障害者手帳1級、2級に該当する者、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方のみの方の世帯、またはひとり暮らしの者ということで、具体的に制度ができておりますけれども、当然、みやま市もそれに該当する方がいらっしゃるというふうに聞いておりますので、ぜひこの事業に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

先ほど言いましたいろんな要援護支援の申請をしてある方とか、障害のある方で要援護の申請をされてある方、具体的な数字は市民生活部長さんに数日前にちょっと聞いたんですけれども、数字を確認することはないんですが、当然、必要に迫られた方がいらっしゃるということでこの検討をなされておりますけれども、いつごろまでにどのように具体的にすることが可能なのか、検討されている内容を教えていただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

お答えします。

先ほど市長の答弁にありましたように、既にことしの7月ぐらいから関係課3課なんですけれども、福祉事務所、それから介護健康課、それからうちの環境衛生課、3課で検討を始めております。

議員御指摘のとおり、大牟田市さん、それから大木町さん、それから26年度は柳川市さんというふうな形で既に実施がされているところ、あるいはもう既に決まっているところがあ

るようでごさいます、みやま市としましても、その協議をしながら26年度中にはどうか方向性を決めて、早ければやっていきたいなというふうには思っておりますが、現在、福祉のほうでほかの項目でアンケート調査をとられる予定になっているようでごさいます。それに、こういったサービスの必要性がどれくらいあるのかということも踏まえて、アンケートの中に入れられるかどうかを今検討しているところでごさいます。既に民生委員さんとか、あるいは近所の方々の御協力で、こういったことがもう既に行われているのかなというふうにはこちら認識をしておりますが、実態的にどれくらいの要望があるのかということのもまだ把握をしておらないところでごさいますので、今、関係課と打ち合わせをしながら26年度中にはどうかやっていければなというふうなところで考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

4番荒巻隆伸君。

○4番（荒巻隆伸君）

はい、ありがとうございます。26年度中ということですがけれども、26年度中もできるだけ早い時期にできるようにお願いをしておきたいと思えます。

このごみ出しが困難な世帯や身近な方の協力を得ることが困難な世帯の負担を軽減するために、また衛生的な生活を送るために支援することが高齢者や障害者にとって大変重要なことだというふうに思っております。一日も早く、名称は別ですがけれども、福祉収集、訪問収集ができることをお願いして、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（牛嶋利三君）

ここで暫時休憩をいたします。休憩後の会議は10時40分から再開をいたします。

午前10時27分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けてまいります。

続きまして、5番瀬口健君、一般質問を行ってください。

○5番（瀬口 健君）（登壇）

改めてでございますが、皆さんおはようございます。5番議員の瀬口でございます。議長

の許しを得ていますので、質問をさせていただきます。

きょうは2問お尋ねをいたしますが、まず、激甚災害時の義援金の配分についてお尋ねをいたします。

昨年7月の九州北部豪雨でございますが、これにより、みやま市におきましても人命を奪われるなどの甚大なる被害をこうむったことは皆さん御存じのとおりでございます。この災害の復旧・復興に際しましては、大勢のボランティアの方々の応援を受け、その上、大多数の人からの心温まる多額の義援金を賜ったことなどが相まって、現在では完全に近いところまで復旧しているところでございます。実に喜ばしいことでございます。

しかし、この義援金の配分については、被災者の一部から不満の言葉や行政への失望感さえうかがわせる表情をされた方もいらっしゃいます。私もこの義援金の配分については本当にこれでよかったのかなと疑問を感じている一人でございますので、御教示いただきたく、次の点について質問をいたします。

県から本市へ配分されるまでの仕組み及び本市から被災者へ配分された金額を含めたところの内訳、また、これを決められた配分委員会での発言、やりとりでございますが、その内容について御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

瀬口議員さんの激甚災害時の義援金の配分についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の本市へ配分されるまでの仕組みと金額及び被災者へ配分された内訳でございますが、九州北部豪雨災害に対する義援金は、被災自治体が直接受け入れるものと日本赤十字社及び共同募金会に寄託されたものを被災自治体が存在する県へ配分されるものがございます。

福岡県は、県内の被災者に公平に配分するため、福岡県地域防災計画に基づき義援金配分委員会を開催し、配分基準を定め、被災自治体が直接受け入れた分と日本赤十字社等を通して県が受け入れた分を合算し、被災の状況に応じて配分することとなっております。

今回の災害においては、住家の床上浸水被害が多数発生していることを考慮し、福岡県地域防災計画に定める義援金の配分基準に床上浸水も配分対象として加え、配分基準が定められました。

みやま市が直接受け入れた義援金は平成24年12月末時点で12,493,631円、福岡県からは先ほどの配分基準により、みやま市において不足する額を算出充当していただきました。その額は48,768,311円です。合わせて61,261,942円をみやま市で被災された方々に配分しております。

被災者への配分内訳は、人的被害に対して死亡者4,771,179円、重傷者1,431,353円で、該当者はそれぞれ1名。住宅被害に対しましては全壊流失954,235円で、該当1件。半壊、1世帯当たり477,117円で、該当104件。床上浸水、1世帯当たり95,423円で、該当は47件でございます。

みやま市での義援金の配分につきましては、みやま市地域防災計画において県の配分基準に従って配分するをいたしておりましたが、報告も含め、市での協議も必要と考え、みやま市でも配分委員会を設け、義援金の配分について議論、検討をしていただいたところでございます。

次に、2点目の配分金は配分委員会で決められたと聞かすが、委員会での委員の発言内容についてでございますが、まずは配分委員会の構成であります。行政区長会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、そのほか市長が必要と認める者として、商工業者代表、JA代表など、計9名の委員でございます。協議の中で、それぞれの立場から熱心に議論をしていただきました。

主な発言の内容を申し上げます。

一つ、商工業者への配分はないのか。

一つ、商工業者への配分を行うなら、農業者への配分も必要である。

一つ、地域のお宮や保育園等の被害も甚大、手当ては行えないのか。

一つ、床下浸水の被害も見逃せない部分もある。車や農機具の被害もある。

一つ、農業被害については調査、査定が難しい。保険金の支払いも被害の線引きという部分が非常に難しい。

一つ、県の配分の趣旨も理解できるが、一部を商工業者や農業者へ見舞金として充てられないのか。

一つ、被災状況の抽出や配分には草の根的な調査が必要であるし、現状ではその把握も困難をきわめる。

一つ、国や県の示した基準があるほうが理解していただきやすいと思う。

一つ、仮に県どおりの配分はせず、配分の対象者を広げることにするならば、1人当たりの配分額は県の配分基準を下回ることとなり、近隣自治体が県どおりの配分をした場合、均衡がとれなくなる可能性が出てくるのでは。

一つ、商工業や農業被害にも見舞金を出していくということにすれば、調査なりに相当の時間を要することになるが、義援金なので、いち早く被災者に届けたいといけない部分もある。

主にこのような議論がなされましたが、結論的には県の配分基準に従って、人的及び床上浸水以上の住家被害で、生活への支援が必要な被災者に配分するという決定をいただきました。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

冒頭申し上げておきますが、今まで義援金を受け取られた方たちに対し、中傷、または異議を申し立てる気持ちは全くないことを伝えておきます。誤解がないように強くお願いをしておきます。

今の説明で大まかにはわかったんですけども、みやま市分、約12,500千円、県からの配分ですが、約48,700千円ですね。みやま市分は口座振込、直接持ち込みとか義援金箱によるものと思います。また、県の分におきましては、赤十字社を通してというようなことで集まったお金ということでございますけれども、これの県からの送金分ですが、これは県単費というのは入っているかどうかですね。今、何か含まれてというようなことだったと思うんですけども、受け入れた分を合算して被災者に応じてと。

そういうことで、ちょっと県単費として含まれているか。

また、市からの災害見舞金として、床上浸水及び家屋損壊1棟当たりに100千円ほど出していると思うんですけども、この100千円というのはさきの配分金の中に含まれているかということでございますが、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

今、お尋ねいただきました義援金の中に県独自の手だてがあるかということと、あと市の見舞金、床上浸水以上の世帯に一律100千円配付させていただいておりますけれども、義援金の中に含まれるかという御質問でございますけれども、義援金につきましては、先ほど市長答弁で行いましたとおり、日赤、あるいは共同募金会のほうに直接善意といいますか、いただいたお金の分、それと直接市に受け入れた義援金の金額を義援金の配分ということで考えております。その中には市の見舞金100千円の分については含まれておりません。別枠で支払っているということでございます。

それと別建てで県のほうからいただいている分については、県のコツ、県が直接負担するような金額があったかという分についても、その分は含まれておりません。

以上です。（「あったのはあったんですか。県単費はあったんですか」と呼ぶ者あり）

県からの分ということでございましたら、被災者の死亡された方とか、そういう分の弔慰金等については県のほうからの補助もいただいている分はございます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

確かめはしておりませんが、私が仄聞したところによりますと、県は床上浸水に対して一律30千円ずつを見舞金として渡したと。別にですね。そういうことを聞いておりますので、恐らく県から30千円ずつ各家庭に行ったものと思われま。

○議長（牛嶋利三君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

再度、決算でも御報告申し上げておりましたけれども、みやま市の見舞金100千円は別途予算で支払っております。

また、福岡県の見舞金につきましては、全壊、大規模半壊については1世帯100千円、半壊については1世帯50千円、それぞれ複数、単数世帯がございまして、単数、ひとり暮らしの世帯についてはその半額となっております。あわせて、福岡県の見舞金といたしまして6,135千円を別途、義援金とは別建てで支払っております。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

大体内訳はわかったところでございますが、そしたら、床上浸水のみでいいんですが、受取額でございますけれども、ここにちょっと数字がございますが、1件当たりに大体95千円、これに100千円を足して大体195千円が床上浸水の方の受取分ということになるわけですね。間違いございませんね。

○議長（牛嶋利三君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

見舞金のほうで100千円、それと義援金の配分として先ほど申しました95,423円ということで、合計しますと195千円程度が被災者の方には行っているということになります。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

どうもありがとうございます。

ちょっと今までの確認でございますが、ところで、配分委員会のやりとりでございますが、今、何点も委員会の中での発言内容が示されております。その中で、床下浸水の被害も見逃せない部分もある。車や農機具の被害もあるということで発言がっております。先ほど冒頭申し上げておったところの方の御不満というのは、床下浸水の方たちが非常に多いわけございまして、なぜそういうふうにならなかったかと。床下浸水の方に義援金が配分されなかったかというのが、私が一番不思議に思ってお尋ねしたいところがここございまして、ほかにも50センチ、60センチの土砂が流れ込んで埋まった田畑、これへの配慮とか、こういうのが非常に満足いくものではなかったと、私はそう思っているところでございます。ですから、これらも含めて大体いろいろお聞きせねばならんというふうに思うんですが、時間が制限されておりますので、今回は床下浸水のほうに的を絞ってお聞きしたいと思います。

なぜ床下浸水の被災者が対象にならなかったのかというのを手短かにまとめて、もう一度お聞かせいただければと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

義援金の配分の対象となった人的被害及び住家の床上浸水被害以外にも、床下浸水や住家以外の被害で多くの市民の方が被害をこうむっておられます。被害を受けられた多くの方に義援金の配分を行うべきではなかったかという趣旨での議員の御指摘というふうに考えます。

市といたしましても、被害に遭われた方には可能な限り支援は必要であるというふうには考えているところでございます。

今回の水害では河川の決壊により住家の床上浸水などが多数発生していることから、県の配分委員会では、本来、住家の半壊以上が対象となっていた県の地域防災計画での義援金の配分基準というのがございます。それに床上浸水が今回追加されて配分基準が決定されているところでございます。

なお、各被災市町村へは県からの配分の際に、最終的には各市町村の配分委員会のほうで配分については決定するというようになっておりますけれども、被災者間で不均衡が生じないように県の配分委員会での決定を参考に被災者へ配分をしていただきたいということでの依頼もあっているところでございます。

なお、床上浸水世帯の配分費につきましては、県のほうでは過去の災害における配分費や日本赤十字社の災害義援金取扱規程というのがございます。それを参考に決定されたというふうに説明を受けております。これはまた、災害の発生直後、本市や近隣の市のほうで被害の甚大さを考慮して床上浸水の被害を受けられた方にも見舞金を支給するという事で決定をいたしましたことも考慮されたものではないかというふうに考えております。

いずれにしましても、配分の基準になかった床上浸水については、今回、配分基準として追加されたということになっております。

住家の床下浸水の被害にも配分すべきではなかったかという御指摘についてでございますけれども、県の配分委員会の決定により義援金の配分を受けまして、本市の配分委員会を開催したところでございます。その中では、先ほど市長答弁にもございましたとおり、床下浸水の家庭も結構あると、どうにかならないかというようなお話もあったところでございます。

住家の床下浸水の被害を受けられました方につきましては、特に堤防の決壊により上庄地区、本郷地区においては土砂の流入等で大変な御心労をおかけしたことは十分承知いたしておるところでございますけれども、床上浸水以上の被害につきましては、先ほど言いました100千円の市の見舞金、それから各個人で加入されております保険等の対象が床上浸水以上が対象になっているということで、その保険、それから見舞金の手続上、罹災証明の調査申

請をいただきまして、それに基づいて調査を行って証明を出すという手順を進めておいた関係で、対象者については、床上浸水のほうについては対象者が把握できているという状況でございました。

ただ、床下浸水につきましては、災害直後に市の職員のほうで道路、水路等の被害状況を把握するという調査に回った折に、一定黙視で把握はしている分はございましたけれども、詳細な調査まで行っていないということで、その数値も確定できないような状況でございました。そういう中で、床下浸水も対象にするということであれば再度調査をする必要が出てくるということになります。

配分委員会を10月に開催させていただいたところでございますけれども、その段階では発生後3カ月以上経過している中で詳細な把握も難しい点や、あるいは調査をするとなれば一定時間を要するというのもございました。そういう中で、いち早く被災された方に義援金の配分が必要ということで委員会の中では協議もなされたところでございます。いち早く生活に困っておられる被災者への配分を行うべきではないかということでございました。

それと、第一義的には、先ほど言いました県のほうの配分が決定されておりますけれども、この分につきましては県のホームページ等を通じて被災者1件当たり幾らの配分を行うということで既に公表もされているところでございます。そういった中で、本市独自で県の配分基準になっていない方々への配分をするということであれば、先ほど市長のほうからも答弁ございましたけれども、同じような被害を受けられた方で近隣市の方との不均衡といいますか、不公平感が生じるということもございましたものですから、そういう分まで総合的に検討していただいた結果、配分委員会の中では県の配分基準に基づいて配分をすることが望ましいという結論に至ったところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

結局は県の配分基準ということで、差しさわりのない決め方をしたということのようでございますけれども、床下浸水の把握がなかなか難しいと、再調査をしなきゃいかんということをおっしゃったんですけれども、区長さんたちに聞けば、これは罹災証明書が出ておるからすぐわかるんだと、何件というのはすぐわかりますというようなお答えもいただいていると

ころでございます。

また、近隣市との不公平というようなことも今言われて、近隣市全部一緒というような決め方をしたんだと。これは県の配分基準ということで今おっしゃったわけですが、ここで、この配分というのは県の福祉総務課が担当ですよ。それで、その中で福祉総務課の方がおっしゃったことをちょっとここで申し上げますが、これはあくまでも県の配分基準であります。それで今、他地域と不公平感があるので、県の基準に全部合わせたんだとおっしゃるんですが、その地域で被害状況が違いますので、例えば、床上浸水が多かったとか、床下浸水が多かったとか、半壊が多かったとか、それぞれの地域でそれぞれ被害状況が違いますので、その地域で、その自治体でこの配分の仕方は独自に決めていいんですよ、これは市のほうにもその旨伝えておりますということをおっしゃってあります。こういったことをおっしゃると、やはりさっき聞きました県からの単費の分も含まれておりますので、県は基準を出して、できるだけこれでやってくださいというような指導ができると。これは県費が入っておらんやったら何も県の指導を受けなくていいんですが、県費が入っていますもので、そういう県の基準を一応出されて、その旨おっしゃったんだろうと思いますが、そこら辺が今の御答弁と私が仕入れた資料とは大きく違うところでございます。各自治体でそれぞれ状況が異なります。それで、それぞれ状況が異なるのに一緒にはできませんと、これはあくまでも県の配分基準でございますよということなんです。

だから、今さっきおっしゃったように、県も基準を変えておるんですね。大体は半壊までが普通の災害のときの県の基準なんです。そこまでがですね。しかし、今回は激甚災害とかに指定されるような非常に大きな災害だったので、床上被災者の分まで下げて配分基準を定めました。県もこれで変えておるんですね。そして、なおかつ各自治体でそれぞれの状況が違いますからと。もちろんそうですね。八女のほうとこちらのほうでは相当違います。そういうことで、自治体でそれぞれ決めてくださいというようなこと。そうすると、今のよう配分委員会の中での発言内容ですね。農業関係の方、それから床下浸水の方、こういったことも話に出たということでございますが、これは本市独自に決めてよかったならば決めて、これは床下浸水の被災者にも配分できたんですよ。この点いかがでございますか。

○議長（牛嶋利三君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

先ほどの議員さんのお話の中で県単費も含まれているということでございますけれども、義援金につきましては県の予算等を通じた分はございません。

また、確かに配分につきましては各自治体の配分委員会の中で最終的に決定すると。当然、みやま市の地域防災計画の中でも、原則は県の配分基準によって配分するという規定になっております。ただ、市独自の配分基準を決定する分については市の配分委員会の中で協議するというようになっておりますので、今回、市のほうでも、県のほうからの一定要請はございましたけれども、市としてどうするかということで白紙の状態といいますか、それで協議をいただいた分でございます。

それと、当然、被害の状況は各自治体で違います。ただ、みやま市といたしましては、被害の大きかった八女市さん、あるいは柳川市さん等が近くにございますので、そちらとの均衡については十分考慮する必要があるのではないかとということでの協議の中で、最終的には私ども市のほうの判断ではなくて、先ほど言いました9名の配分委員会の、民間の方を含めたところでございますけれども、そういった中で協議をいただいた中で決定をしたということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

床下浸水で相当被害を受けられた方がたくさんいらっしゃったので、配分委員会に床下も検討してほしいということを私もはっきり申し上げました。ところが、配分委員会の皆さんによりますと、床下浸水をすれば本郷、上庄地区だけではなくて市全体で、例えば、庭水が入って、本当数センチしか入らないところまで全部ですね、うちも床下浸水だと、そこだけやって何でうちはやらんかと、こうなって非常に広範囲にわたって非常に難しいから、これは大変なことで随分おくれますよと。一人一人ね、やっぱり例えば2センチ入っても、いや、うちはそこまで入ったんだと申請されたらどうしようもないと、見ていないからですね。そうした場合、竹飯とか海津とかああいう低いところ、そういったところもたくさん出てきて、60,000千円ぐらいだったら床上浸水の方たちもほとんどわずかしかもらえなくなるので、今回は非常に涙をのんで、不満の出るところもあるかもしれませんが、配分委員会の方針に従わざるを得なかったというのが実情でございます。

私、相当そういったところも考慮してくれと随分と申し上げました。また、実際、本郷地区で床下浸水で泥がたくさんたまったところもありますし、ほんのちょっとしか入らないところもありましたので、全部床下浸水になると、また一律ということになりますと大変な数になってわずかな金額しかいただけないということになりましたので、非常にそういった不満の方もいるかと思いますが、今回は本当に涙をのんで配分委員会でそういった配分をされたのではないかと、そのように思っておるところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

今、ちょっと話が合わないところがございます。これは県からの県単費は全く入っておらんと。先ほど福祉関係のほうでは、何ですか、市長の話では1件30千円、福祉事務所長の話では全部で6,130千円をやっているというような話で、県の単費が入っておらんなら県の基準には従う必要ないんですよ。そうでしょう。県の単費が入っておらんなら県の基準に従う必要はないじゃないですか。そこら辺がちょっとまとまりがないなということが1点。

それと、配分委員会で決定されたとおっしゃいますが、この配分委員の名簿がここに今ずらっとありますけど、その中の方は、あの配分委員会で意見を言っても、市主導で通りませんでしたと、もう決定してありますと。こういうふうに決定しておりますと。決定しておりますというのは、県の配分基準を、そういう話の中ででしょうけれども、もう決定しておりますというようなことで押し通されましたというような御意見も伺っております。

そして、市長も言われましたんですが、床下浸水まで入れれば広範囲にわたって少なくなるんだと。しかし、これは本郷、上庄とかに限定するというようなこともできたんじゃないかなというふうに思っております。そして、床下浸水の方のおっしゃるには、お茶受け程度でもいいから菓子折り一個でも欲しかったと、そういう気持ちが欲しかったと。そういう気持ちが欲しかったということなんですよ。ですから、わずかな金額にしかなりませんとかじゃなくて、そういう気持ちが欲しかったなというようなことなんですね。だから、最初申し上げましたように、非常に行政への不信感、絶望感といいますか、そういうような態度をとられた方もいらっしゃるということで申し上げたんですが、まさにそのとおりだろうというようなことで思っているところでございます。

時間がありませんので、今、県の言い分等を私が言った分、もう一度お確かめになってく

ださい。

それから、先に進みますけど、今さつき市長も言いましたけれども、こういう大災害のときは本当に床下の方もボランティア活動さんたちが日にちが何日もたっていっしょにならなかったと。そういう後も親類や知人が非常に集まられて何日間も張りついて、本当にあの暑い中、一生懸命やっておられるんですね。こういったことも考えますと、この大災害のときの救済については、やっぱりこういう配分委員会というのができたならば、その配分委員会に、結局、市長もさつきそういう気持ちはあるんだというようなことをおっしゃいましたが、トップダウンで床下浸水まで対象にしないよという御意見が、こういう指示ができなかったかというように私は思うんですが、こういう大災害というのはあってはなりません、もし万が一今度あったときのことも考えて、市長のそういった御決断、御見解をちょっとお尋ねしたいんですけどですね。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今、瀬口議員さんから上庄、それから本郷地区に限定したらどうかと、こういうふうな御意見でございましたけど、私が見たところ、文廣地区も非常に床下浸水が多かったんですよ。海津も多かったし、それから堀切も非常に多かったんです。もしそうして床下浸水を本郷、それから上庄だけに限定したならば、相当そちらのほうから異議が、あるいは不満が噴出したのではないかと思いましたので、私も何とかやりたいと思ったけど、仕方がないと諦めたんです。

これが非常に御不満を買ったことは大変申しわけなく思いますが、今回の災害を教訓として、今後はできるだけそういった被災者の方々に十分心温まる施策を施したいと思しますので、ひとつ今回は御容赦いただきたいと。大概私も言ったんですが、床下浸水を何とかできないかと。査定が難しいとかいろいろ言われまして、今、市行政で主導で配分委員会を支配したということをおっしゃいました。私も初めてこれを聞いたんですけど、私は配分委員会の主導で行われたと、このように理解しておりましたので、もしそういう面がございましたならば強く今後は行政指導をしていきたいと思しますので、よろしく願いいたしたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

この件については、配分委員会でどうのこうのということを深く追及していくわけではございませんで、災害弱者へ対する市の救済、気持ちというのが必要だと思う観点から質問をしているわけですので、余り追及をするということは、私はこの段階ではしたくないというふうに思っているところでございます。

さて、県の義援金の受け入れというのは大体2月ですかね、一応の区切りと——12月ですかね。つけてあるようでございますが、いまだ義援金が送金されてくるようでございます。ただ、今のところ少額なので、現段階ではお渡しするところじゃないと。また、大変ありがたいことでございますけれども、いまだに義援金が送られてきておりますと。

それで、本市では一応配分された後、義援金として扱われる残金、あるいは義援金の送金、そういったものはないのかあるのか、教えていただければと思います。金額は不要ですよ。

○議長（牛嶋利三君）

馬場総務課長。

○総務課長（馬場洋輝君）

まず、ちょっと前段で、先ほど議員さんおっしゃった分で誤解があるといけませんので、お話ししておきたいと思っておりますけれども、まず県費が入っている分、これにつきましては、あくまでも見舞金ということで配付されている分でございます。義援金につきましては、一般の国民の方等から寄せられた分が義援金ということになっております。その分を日赤等を通じて、まとめて県のほうに配分されますので、県のほうに配分された分を県の配分委員会で基準を設けて各被災市町村のほうに配分がなされたということでございます。

それから、義援金につきましては、一応県のほうでは第3次配分までいただいている分でございます。これは12月末現在の分で配分がなされて、その分について市のほうでは被災された方々への配分を行っております。県のほうでも一定の時期をめぐりに受け入れについてはとめようということでもあったみたいですが、いろいろ問い合わせもあって、いまだ義援金については寄せられているという状況ということでございます。

本市におきましても、現在も義援金の窓口はあけておりますので、そのまま受け入れはしているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

時間もございませんので、意見がかみ合わないところはまた後でやらせていただきますが、今までのやりとりからいろいろ考えますと、県にも市にも、額はわかりませんが、義援金としては今もあるということがわかったのでございますけれども、配分委員会での発言内容、また県の考え方や市長の考え方もよくわかったところでございます。

それに、先ほど申しましたように、床下被災者の方の御苦勞というのも多くの方が御存じでございます。床上被災者には今、金額で言いますと市からの見舞金も含めて約195千円支払われてあります。これが高いか安いかわからないのは私はわかりませんが、今さっき言いました床下浸水の方たちの御苦勞を考えますと、今のところゼロ円でございますので、ちょっと悲しいかなという気がいたします。

そこで、市長にお願いですが、今さっきまだ県のほうにもあると。少ないけれども、あると。市のほうにもまだ窓口をあけていますよということでございます。それで、今から集まった義援金、これを今後は床下浸水の方へお渡しできないかなと思うんですね。広範囲ということでございますが、ある程度絞っていただいても結構じゃないかなというふうに思うわけですが、そこら辺はまた後で御意見もお伺いしますけどですね。そうしないと、今のところ少額ですから、額が少ないもので、かなりの時間を要すると考えられるわけでございますけれども、ここで方針だけははっきりしておっていただきたいなど、そういうふうに思うわけでございます。だらだら、どこに幾らとかじゃなくて、今後の義援金については床下対象というようなことの方針をしっかりしていただきたいなど。そうしないと、冒頭申し上げましたが、災害弱者に対する市の対応、こういったものに不信感があるということを申し上げましたんですが、この不信感をやわらげることができないと思うんですね。

ですから、市長の今後の義援金に対する床下浸水の被災者に対する方針、考え方を最後にお聞かせいただければというふうに思っております。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

現在、義援金がどれだけあるか、ちょっと私は把握をいたしておりませんが、義援金を把

握した上で庁内で検討しまして、床下にもお見舞いをするかどうか、検討をしたいと思えます。私は何らかですね、非常に大きな被害をこうむられた床下の方にだけは何とかなければいけないのではないかなと今思っているところがございますので、十分庁内で検討いたしまして決定をいたしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）（登壇）

どうもありがとうございます。以上で質問を終わりますけれども、ぜひとも今後集まりました義援金に対しては広く床下浸水の被災者に対しましても手を差し伸べていただきたいというふうにお願ひしまして、質問を終わりたいと思えます。

2問目といたしまして、停滞している土木工事について質問をいたします。

まず、土木行政に携わっておられる職員の皆さんにおかれましては、日ごろから道路や水路等において住民の利便性の向上に御尽力されていることに敬意をお伝えしたいと思えます。

ただ、最近、予定されていた工事が行われなかったり、工事中だったにもかかわらず突然に中断されたと、そういった御意見を聞いております。中には1億円以上の工事の入札に一社も見えなかったと、そういう話さえあります。工事箇所周辺の住民の中には、理由がはっきりわからないため不満を漏らす方もいらっしゃいます。

そこで、まず停滞している理由をお聞きして、これから先どうしていくか、非常に気になりますところがございますので、今年度中の工事でまだ残っている工事数、その中には緊急性がある工事はないのかと。また、停滞している工事の解消の見通しは、予算はということについてお聞きしたいと思えます。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

瀬口議員さんの停滞している土木工事についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の停滞している理由についてでございますが、議員お尋ねの停滞については、最近、みやま市や近隣市町など公共事業の入札における入札不調や再入札が起きている事例についてと思われます。

平成23年3月の東日本大震災後の復旧・復興事業及び九州各県では昨年の九州北部豪雨の

復旧事業に伴う建設需要の激増、景気対策による公共事業の増大と、建設業者の需要は増しております。

これらの社会情勢に伴い、市内はもとより、近隣においても公共土木工事が増大し、土木業者は多忙となっております。このため、予定している工事が入札不調となり、指名競争入札においては指名がえなどの対応を行っているところでございます。

これらの原因として3点ほど考えられます。

まず第1に、土木現場技術者の不足でございます。これは1996年ごろから公共事業が右肩下がりとなり、受注機会が減り、技術者の雇用が不安定となり、減少いたしました。現在では受注増に対する早急なる人員の確保が困難となっております。

第2に、建設機械の不足でございます。これも技術者不足と同様に、受注減となり、経費削減のため建設機械を整理したところもあります。また、昨年、九州北部豪雨災害復旧事業の増大によりリースの大型建設機械が長期にわたって借り上げられているため、建設機械の手配が困難となっております。さらには、みやま市のクリーク地帯で使用する専門の建設機械が、今日の工事増大により、その手配に苦慮されている状況がございます。

第3に、建設資材の不足でございます。コンクリート製品を製造するメーカーでは、今日の工事増大により製品納期の見通しが立たず、また一部の鋼材や仮設等で使用する敷鉄板が不足しております。

以上のような原因が推測される中で、本市における土木工事についても、その執行が危惧されるところでございます。

次に、2点目の本年度中に予定していた工事のうち、まだ残っている工事数はどれくらいか。そのほか国、県の工事数は。その中には緊急性のある工事はないかについてでございますが、まず、11月末現在、建設課所管での土木工事の未発注件数は道路係15件、水路係6件の合計21件でございます。

また、国、県での未発注は、国の道路関係では2件、河川関係では特に重要な災害復旧事業が行われております矢部川関係では今年度予定の発注は全て行われ、年度内の完成を目指し進められており、未発注はない模様でございます。県関係の工事では8件、今後発注予定でございます。

また、残っている工事で緊急性のある工事ですが、国、県ではない模様でございます。

本市の予定工事箇所は、道路拡幅やその他工事でも、箇所によりまして以前から要望が出

され、地元では早期完成を望まれているのがほとんどだろうと思われま。すが、いたが、いまして、年度末まで工事の進捗が図られますよう努力する所存でございます。

次に、3点目の停滞解消の見通しは、解消できなかった場合の予算はどうするかについてでございますが、業者の土木技術者不足については、技術者の専任要件の緩和措置や建設業界市場の動向把握、情報収集に努めるなど、業者の受注意欲の向上につながるよう取り組みを図っていきたくと考えております。

なお、解消できなかった場合の予算についてでございますが、現時点では年度末までの残り少ない期間ではございますが、最大限の執行に努めてまいる所存でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

ありがとうございました。理由はこれでよくわかったところでございます。最大の理由は、何といても復旧工事が最大の理由であろうというふうに思うわけでございます。

災害復旧を優先させるというのは当然のことでございますが、今の理由をはっきりと伝えていただいたほうがいいと思います。そうしないと、職員の皆さん自体が困るんじゃないかなというふうに思っているわけでございます。仕事が遅いとか、いろんな陰口が出る可能性があるわけでございまして、せっかく一生懸命仕事をされているんですが、はっきりと理由は確実に伝えていただく、そのほうがいいんじゃないかなと思うところでございます。

今年度予定していた工事で残っているのが全部で21件ですね。それと、国や県の工事では2件。この中で緊急性のあるものということでございますが、これが一番注目していかんやいかんところだと思わすけれども、支障を来さないということをお約束できないかなというふうに思っておるんですが、こういった緊急性のあるもの、これがどこでしたっけね。いろいろやっであるようでございますが、緊急性がないということになりますと、職員さんと工事箇所の周辺の方とのトラブル、また住民生活に支障がないというふうに理解してよございませうでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

ただいまの議員さんの御意見ですけれども、職員といたしましては年度中に一生懸命やり上げるといふことで御判断をお願いしたいと思います。

それと、要望箇所の地域の皆さんについても御理解をしていただくような地元説明というか、現場の着工時に説明をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

実は私が聞いたところでは、予定されていた水路工事ですけど、水路工事は今年度できませんと。そのの機材が出入りする田んぼもお借りするようにされておったそうでございますが、ですから、今年度は田んぼもお借りする必要がございませんというふうなことを告げられたという方もいらっしゃるんですよ。その辺についてはどうでございますかね。

○議長（牛嶋利三君）

梅崎建設課長。

○建設課長（梅崎克美君）

議員おっしゃっている工事箇所につきましては、高田町の濃施地区ではないかというふうに思われます。この現場につきましては、日にちは覚えませんが、10月か11月ごろ一回入札にかけた経過がございます。そのときに入札不調ということが起きまして、その後、やはり地元の要望が出ているというふうなこともございますし、昨年も工事をやっている、その引き続きの箇所になりますので、何とか今年度したいというふうに思いまして、再入札を2回目を行いました。これが先週でございます。先週行いましたところ、業者への発注が可能となりましたので、そういうことで今年度完了を目指してできるんじゃないかというふうに思っております。

多分、地元の地権者の方は前回のその1回目が不調だったから、そういうふうなことでお聞きになったのではないかと思いますので、今後はそういうことで現場に業者の手配がつきましたので、今年度完成を目指してやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

この一般質問の通告をした後、状況が大分好転しているような御返事でございまして、少し安心しておるわけですが、いずれにしましても、今お話を聞きますと非常に試行錯誤してこの状況を打開しようとする姿勢といたしますか、それがよくわかるところでございます。ただ、相手が災害復旧工事ということになりますので、なかなか難しい問題があるのかなというふうに考えますが、一日も早く通常の土木行政ができますように、さらに努力をお願いしまして、住民に安心感を与えていただきますことを本当にお願いせにゃいかんなどというふうに思っております。

また、中には冒頭申し上げましたように、ちょっとすごいけんまくでおっしゃる方も今まではいらっしゃったんですね。ですから、こういう理由をぴしっと申し上げればよかったんじゃないかなと。ただ、その方が聞かれたのは、業者が決まらんと、だから、ちょっと今回はできませんというような、そこまで聞いていらっしゃるみたいなんですよ。これが何で業者が決まらんのかということをしかりとお伝えいただければ納得されるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほども言いましたように、これをしかりと伝えていかんと皆さんに逆に御迷惑がかかるんじゃないかなと思っておりますので、市民の方と行政の信頼関係ですね、こういうのもしかり図っていかんやいけませんから、ぴしっと伝えていただいて、今申しましたように住民に安心感を一日も早く与えていただきますようお願いを申し上げたいと思います。

最後に、このことについて、嫌か、うんか、お願いしたいと思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

石橋建設都市部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

議員からの助言、ありがとうございます。先ほども申しましたとおり、入札がまともに行っていないというような状況でありますので、それを含めまして業者のほうにもお願い、そしてまた地元の皆さんにも、市民の皆さんにも鋭意説明し、今年度いっぱい完成していきたいと考えておりますので、鋭意努力していきたいと思っておりますので、よろしく御協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5 番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

どうもありがとうございました。よろしく願いしておきます。

以上で質問を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

ここで、次の質問者の川口議員にお尋ねしておきますが、12時までには30分ぐらいしか残時間がございません。したがって、2問の質問を通告してありますが、途中で休憩となるかと思いますが、御理解のほどよろしく願いしておきます。（「そしたら、2問ありますからですね、1問だけ最後までお願いします」と呼ぶ者あり）

了解しました。

それでは、続きまして、6番川口正宏君、一般質問を行ってください。

○6番（川口正宏君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。先ほど議長のほうから話がありましたけれども、時間があいにく12時にかかりますけれども、2問質問することにしておりますので、1問目だけ午前中に済ませたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議席番号6番、川口正宏でございます。御指名をいただきましたので、早速質問に入らせていただきます。

1問目は、民生委員・児童委員さんの活動並びに交通費とかの経費の問題につきまして質問させていただきます。

近年、民生委員・児童委員さんの仕事の量が大変ふえております。なぜかといえば、急速に少子・高齢化が進み、質、量とも膨大な量が民生委員さんたちの肩にかかっているわけでございます。民生委員さんたちは法において社会福祉法に定める福祉に関する事務所やその他の行政機関の業務に協力することとされており、円滑な業務遂行のためには個人情報提供を受ける必要もあります。民生委員・児童委員さんには、要援護者の私生活にも立ち入り、一身上の問題に立ち入ることが多く、生活や精神上、肉体上の秘密に触れることが多いために、守秘義務が課せられております。また、地方公務員法では非常勤特別職の公務員と規定されておりますが、民生委員法では任期は3年で再選を妨げないとあります。しかしながら、給与は支給されません。

そういう中で、ことしの11月末までが任期で改選の時期でございましたけれども、各地区で区長さん初め推薦員の方々は次期の委員さん選考に大変苦慮されておりました。いろんな

方から相談も受けたわけですが、その中で何がネックになっているのか、いろいろお聞きしますと、1つは、少子・高齢化が進み、核家族の家庭がふえ、高齢者の介護や見守りなど生活支援、特に子供に関する地域生活支援や子育て支援など、昔と比べ業務内容が大幅に増加しているところがございます。以前は名誉職と言われ、生活困窮者や障害者等、生活弱者の支援や手助けが主な業務でしたが、近年では休む暇もないくらいの業務量になっております。

そこで、民生委員さんの処遇改善が喫緊の課題ではないかと思われまます。そういう処遇、業務上のいろいろな問題について、次の3点についてお尋ねいたします。

1つは、障害者や困窮者、高齢者や教育現場など、多種多様な福祉関係の手助けのため、市とのパイプ役として活動されておりますが、その業務内容について具体的にお答えください。

2つ目に、相談者の居宅訪問や行政との打ち合わせ、また研修会や地域の行事等に要する交通費などの経費はどうなっているか。

また3つ目に、民生・児童委員さんの処遇について、厚労省管轄でございますので、国や県への働きかけはどうなっているか。

以上、3点について具体的にお答えください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

川口議員さんの民生委員・児童委員の活動についての御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の民生委員・児童委員さんの活動内容についてでございますが、御承知のとおり、民生委員制度は90年以上続く歴史ある制度でございます。昭和23年に制定されました民生委員法に基づき、民生委員は活動をされております。活動内容につきましては、民生委員法第1条、「常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う」とあり、これに基づきまして、一つ、住民の生活状態を適切に把握する。一つ、援助を必要とする人に相談や助言、援助を行う。一つ、援助を必要とする人に福祉サービスについての情報提供などの援助を行う。一つ、社会福祉事業や活動の支援、住民福祉の増進を図るための活動を行うなど、地域と行政のつなぎ役として活動を行っておられます。

また、児童福祉法第16条第1項に「民生委員法による民生委員は、児童委員に充てられた

ものとする。」とあり、同条第2項に「厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。」こととなっております。同法の規定により、民生委員は児童委員を兼ねており、児童福祉法第17条に基づき、児童及び妊産婦の環境状況の把握やサービスを適切に利用するために必要な情報提供、そのほか必要な援助や指導を行っておられます。

民生委員・児童委員の活動は、社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、生活支援、意見具申の7つの働きが挙げられており、それに加えて、地域のいきいきサロンや高齢者見回り活動など、地域においても多種多様な活動を担っていただいております。

次に、2点目の委員さんの活動費やその他の経費についてでございますが、民生委員は、行政実例で非常勤の特別職の地方公務員に該当するとされております。民生委員法第10条により民生委員には給与を支給しないものとされておりますが、活動に要する交通費等に充てるものとして、年額58,700円が国から県を通じて直接個人に支給されております。

また、みやま市としましても、研修会や行事等へ参加していただくための活動費用として、民生委員・児童委員協議会へ総額3,045千円の補助金を交付いたしております。これは1人当たりで計算いたしますと35千円となります。

最後に、3点目の民生委員・児童委員さんの処遇について国、県への働きかけはどのようにしているかについてでございますが、民生委員の活動量はここ3年間で大きくふえており、活動費については増額されるべきものと考えます。今後、市長会等を通じて、国や県に民生委員・児童委員さんの活動費の充実などの処遇改善の要望をいたしてまいりたいと考えております。

そのほか、2つだけ私から申し上げます。

先日、新しく民生委員になられました会長さん、副会長さん4名が私のところに見えられて、処遇の改善を訴えられました。私はそのときに、そのような方向で進めますということをお願いしたところ、非常に喜んで帰られたということをご報告します。

それから、先日の10月に行われました九州市長会で、私は理事をいたしておりますが、この席上で、九州市長会の会長であります釘宮大分市長に、民生委員の処遇について国にもう少し改善してほしいということを九州市長会として要望してほしいということを私は発言をいたしました。そのときにほかの市長さんも同意をされまして、検討しようということになっておりますので、九州市長会からそういった要望が国になされるものと私は確信をいたしているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

今、市長の答弁をお聞きしまして、やっぱり市のほうもその辺は考えただいておるかなと思ったところでございます。

先ほど申しましたように、今度の任期満了で改選の中で、みやま市だけでなく、ほかの市町村においても、なかなか次の方の選考が難しいと、そういう話がいろいろ聞こえてきました。それで、みやま市におきましても、定員が87名ですかね、そういう中で、ある行政区といますか、ある地区では、どうしても民生委員さんができないということで、区長さんが兼任してあるところもあります。そういうことで、私が調べたところ、区長さんと民生委員さんが兼任されているところが瀬高で2カ所、高田、山川で1カ所ずつありました。それとまた、御夫婦でですね、御主人が区長さんで、奥さんが民生委員とか、そういうところも何カ所かありました。

そういうことで、やっぱり昔と比べたら高齢化社会になって、介護保険関係とかも、とにかく物すごい仕事量なんですね。それにまた、今度は児童委員ということで、子供たちの見守りとか、そういう物すごく莫大な仕事量になっているわけです。それで、やっぱり今後、民生委員さんたちから聞いた話ですけれども、研修会とか勉強会とかいろいろあっていると思いますけれども、福祉事務所と社協と別々に研修会とかいろいろあると思いますけれども、よければ福祉事務所と社協で話し合っ、中身のある研修会を開いていただきたいと、そういう意見が出ておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

議員さんおっしゃられるとおりに、いろんな民生委員さんの業務の内容を、10月の段階で全ての委員さんからの御意見をいただいて集約をしております。その中の一つに、やはり同じ時期に同じような研修会とか、県、社協、市でそれぞれ言うてくると。それと、福祉に関するものについては、全て何でんかんでん民生委員さんに案内が来るといような形で、こちら辺をまずどうにかしてくれといようなことが、やはり会長を含め、委員さん方から

の大きな要望が出ておりましたので、そこらについては、調整できるものはなるべく調整していくように考えてまいりたいと思います。

また、みやま市の内部でも、同じ市役所の中でも担当課が違う中で、やはりそれぞれの課でそれぞれ民生委員さんをお願いをしておりますので、行政に関する部分については福祉事務所を窓口として一本化をして民生委員会のほうをお願いしていくというようなことで調整ができておりますので、今後は社協あたりと具体的にまたそこら辺の調整について協議をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口正宏君。

○6 番（川口正宏君）

それはぜひそういう形で進めていっていただきたいと思います。

それと、先ほど市長のほうから国、県に対して九州市長会とかで要望していくということでございますので、期待しております。

そういう中で、国から58,700円ですかね、個人さんの活動費といいますか、ありますけど、各近隣の市町村を調べてみたところ、市単独の個人さん宛ての活動費といいますか、それが違うわけですね。八女市の場合は、県から来る国の58,700円、それと同等の金額を市から個人の民生委員さん宛てに支給していると。隣の筑後市においては、昨年までは19千円支給していたのを、今年度から、平成25年度から、諮問委員会とか検討委員会の日当が4,500円ということで、その12カ月分の54千円を市のほうで支給していると。そういうことで、多いところは、どこだったですかね、筑後地区は筑後地区だったんですけども、うきは市あたりは100千円ぐらい出しているということでした。

それで、先ほど市長も答弁の中で、何か新年度予算に組み込むとか組み込まんとかいう答弁をいただきましたけれども、その辺、ちょっともう一回詳しくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

御質問のとおり、非常勤特別職の活動費並びに報酬については、近隣市町村で差があるのは承知いたしているところでございます。

ただ、これは3町合併時に一応決定している今の基準でございますので、それについてお願いをしているわけでございますけれども、先ほど市長が答弁をされましたように、民生委員、それから児童委員の活動をしていただくのは本当に多岐にわたっているところでございますので、活動費については、今、市長のほうから再検討するよという事で指示を受けておりますので、現在、検討をしているところでございます。

それと加えまして、私の耳に入ってきておりますのが、民生委員・児童委員としての活動以外に、いろんなイベント等に出席しなきゃいけないと。休祭日がなかなかとれないと。だから、そこら辺ももっと整理をしていただいて、本来の民生委員・児童委員としての業務に返していただけないでしょうかというようなことを伺っているところでございます。民生委員の委員長さんがお願いに行かれましても、民生委員の任務だったらできるんだけど、それ以外が多過ぎるけん、そこまではやれないというのが御意見だそうでございますので、これも含めまして、今、福祉事務所のほうと協議をさせていただきたいと思っております、本来の仕事、もう少し仕事を軽減させていただければと思っているところでございますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思いますと思っているところでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今、副市長のほうから、今から私が尋ねようかと思うところまで答弁いただきました。そういう中で、今、副市長が言われたように、前は高田、山川には校区の社協がなかったわけですね。それで、一昨年だったですかね、校区社協ができてから、特に校区社協の役員もせないかん。それとか、各地区で何か組織が立ち上がれば、全部区長さん、民生委員さんということで駆り出されるし、行事があれば毎回案内状が来ると。そういうことで、交通費だけでも莫大な金額になるし、本当に休む暇がないくらい頑張っておられるわけですね。特に、いきいきサロンなんかは、各地区で温度差はありますけれども、いろいろ講師の先生に相談したり、お昼の弁当の準備をしたり、その代金の集金をしたりですね、いきいきサロンするだけでも、1日するのに3日間ぐらいは準備とかいろいろかかるということで、本当に物すごい莫大な量の仕事をやっていただいております。

今後、また3年先には――3年任期ですからですね、それまでには本当に民生委員さんが働きやすい十分な環境づくりをしていただいて、次のときはすんなりと、もう1期私がさせ

てもらいますと、そういう声が出るような環境づくりをぜひお願いしたいと思います。

これで1問目は終わらせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、ここで暫時休憩をいたします。午後の会議は13時30分から再開をいたします。

午後0時03分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に続きまして、一般質問を行います。

川口議員より午前中に通告いただいた1番を質問していただきました。引き続き2番の質問を行ってください。6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）（登壇）

皆さん、改めましてこんにちは。午前中に引き続きまして、2問目の質問に入らせていただきたいと思います。

現在、みやま市においては、公共交通体系としては、瀬高駅から柳川までの路線と、あとはタクシーに頼るしかありません。福祉バスの重要性は大きなものがあり、一部の利用者からは大変喜ばれているところがございます。しかしながら、現在の福祉バスでは不都合な面も多く、市民の間から空気バスなどと比喻されており、不満の声も上がっております。

そういう中で、昨年9月議会でも申しましたが、近隣の市町村に限らず、全国的にコミュニティバスやデマンド交通など、いろいろ苦慮しながらも、少子・高齢化に対応するための公共交通体系を構築していております。今後、少子・高齢化がますます進んでいく中で、小・中学校の統廃合も進められており、スクールバスの運行も必要になってくると思います。そこで、我が市としても、市民の要望に応えるためにも、交通弱者対策として新しい公共交通体系を構築していくべきだと考えます。

そこで、次の2点についてお尋ねいたします。

1つは、昨年9月議会でも質問させていただきましたが、デマンド交通の構築について、今後検討していくという答弁がなされましたが、その経過をお聞かせください。

2つ目に、今後ますます高齢化社会となり、核家族化が進んでいく中で、交通弱者がふえていくのは目に見えています。そういう中で、行政だけでは財政的にも厳しいものがあると思います。これからは官民協働で交通弱者のための新しい交通体系を構築していく必要があ

ると思います。その対策について具体的にお答えください。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、福祉バスの有効活用についての御質問にお答えをいたします。

福祉バスは平成20年4月より高齢者や障害者の方のために、通院、買い物、市役所への手続など、交通手段を支援するために、それまでの福祉センターへの送迎に加えて、路線の拡大、延長を行い、4台のバスで運行をいたしています。福祉バスの運行を始めて5年以上経過しましたが、この間の利用状況は、初年度の平成20年度は2万6,901人、平成21年度は3万3,026人、平成22年度は4万564人、平成23年度は4万2,525人、平成24年度は4万2,060人、平成25年度は10月末の7カ月間で2万5,472人と、ここ3年間はほぼ横ばいの状況であります。

また、運行時間につきましては、朝の8時前から夕方6時過ぎまで分刻みの運行をいたしております。

このように、利用者は事業導入当初からは増加しており、市民の方からの一定の支持や御理解は得られているものと考えています。

福祉バスの運行につきましては、これまでも議会からの提言や利用者、地域の皆さんからさまざまな御意見、御要望が寄せられております。市といたしましては、福祉政策の向上を目的として、それらの要望にできるだけ応えられるよう今後も改善を重ね、より効率的に利便性が向上するような運行を図っていきたいと考えております。

さて、1点目のデマンド交通についてでございますが、この間、既に導入している先進地として朝倉市の視察調査を行ったところであります。朝倉市では、平成22年度からコミュニティーバスのほか、デマンド交通を行っていますが、事業を推進するに当たり、新たに公共交通推進室を設置し、5名体制で業務を行っているとのことでありました。また、近隣では八女市もデマンド交通を導入いたしております。八女市においても、公共交通専門の係を設け、平成20年度に行政や交通事業者、利用者などで構成する地域公共交通協議会を設立し、各種手続を経て、平成24年度から本格的運行を行っているところです。利用者数は昨年度1年間で約6万4,000人、1日当たり260人という実績であります。

朝倉市や八女市を含め、現在、県内で5つの自治体がデマンド交通を導入していますが、

いずれの自治体でもかなりの財政的負担が生じています。昨年度の実績では、運行収入や国、県の補助を差し引いても、朝倉市では約30,000千円、八女市では約54,000千円の負担となっています。

このように、デマンド交通を導入した場合、多額の財政負担が通年的に生じますし、導入した自治体によっては民間の交通事業者数が減少したということも聞いておりますので、より慎重な検討が必要であると考えております。

第2次行政改革大綱では、コミュニティーバスやデマンド交通等の有償運行については平成26年度までに調査研究を行うとしていますので、引き続き研究を行うことといたしております。当面は、福祉バスの運行改善を重ねる中で、利便性の向上に努めてまいり所存でございます。

次に、2点目の官民協働による交通体系の再構築についてでございますが、現在進めております学校再編に伴うスクールバスの運行につきましては、今後、保護者や地域、教職員の代表で構成される学校統合協議会において、児童・生徒の安全性を確保できるよう、運行ルート、運行回数等を検討していただくことといたしております。

官民協働による新たな交通サービスの構築については、先ほどのデマンド交通や地域が運営主体になるなど、幾つかの形態が考えられると思いますが、財政負担や交通事業者への影響、市民の意向など、多面的な角度から慎重に考えてまいり所存でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今、答弁いただきましたが、市のほうでも福祉バスについてはいろいろ努力してあるとは理解しておりますけれども、今後、やっぱりこのままいけば、逆に不公平というか、いろいろな面で不都合な面も出てくるかと思えます。そういう中で、やっぱり行政だけでは、先ほど費用の面も出ましたけれども、いろいろ無理な点もあるかとは思いますが、やっぱり今後は行政と民間と協力して、よりよい公共交通の構築をしていくべきだと思いますけれども、その件についての検討はしていくお考えはないんですか。市長、お願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今、空バスとおっしゃったんですけど、確かに空のときもあるわけです。だけど、いっぱい乗っていらっしゃるときもあるわけです。これはJRでも一緒です。見るとね、昼、ほとんど乗っていないのを走らせている。だけど、利用する人もやっぱり何人かいるわけですね。そういった人たちのためにやっているんだらうと思いますけど、これは一括して瀬高交通に委託して、13,000千円ぐらいで4台のバスを回しているわけです。よく私は聞くんですけど、今までA地区は9時に来よったけど、9時半になったと。B地区の人が自分のところは9時にしてくれと言ったからB地区を9時に発車させると、A地区は9時半になるわけです。だから、バスだから、自分が思う時間にはなかなか行けないわけです。

だから、バスを運行する間はどんなに改良しても、必ず一部の人から不満が出るというのは、これは避けて通れない問題だと思います。したがって、八女市とか、あるいは朝倉市のようにデマンドバス、デマンド交通を考えることも重要ではあると思いますが、非常に経費がかさむので、私はむしろもう1台小型バスをつくって、そしてきめ細かなサービスをする、13,000千円が18,000千円ぐらいになるかもしれませんが、そのほうがいいのではないかと考えております。

いろいろな面から検討をしてみたい。今でも空バスと言われるから、もう1台ふやすなら、何で空バスをそんなにふやすかと言われる可能性もあるかもしれませんが、4万何千人が毎年乗っているということは、やっぱりかなりの人が利用しているということも言えると思います。ただ、私も時々見ると、空のときもありますし、非常に悲しくなることもあります。多くの人に乗っているときもあるということで、これは時間帯で、朝と夜はやっぱり忙しいけど、昼は皆さん余り動かない。出勤もないし、病院も朝から行くと。そういったことで、空のときもあると思いますが、一遍に一括して契約していますので、税金の無駄遣いと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、そこら辺は寛容に見ていただかなければ、これはバスの宿命的なものだと私は思いますので、ひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

先ほどの答弁の中で、朝倉市では5名体制とか、そういうのをお聞きしましたが、私から言わせれば、何で5名も職員が要るか、不思議でなりません。私、ちょっとそこまではまだ勉強していなかったものですからですね。ただ、金額は30,000千円とか40,000千円とかいう

話は聞いておりますけれども、そういう中で、やっぱり今の福祉バスのバス停が140とか、一日中、全域を回っておると。その辺に問題があるんじゃないかと思うんですよ。本当に物すごく喜んでおられる方もたくさんいらっしゃいます。市役所の前の停留所でも、まいピアでも、いろいろバスを待つてある方がいらっしゃいますけれども、やっぱり本数を多くしたとか、そういう問題じゃないと思うんですよ。もうちょっと根本的なところを考えて、例えば、幹線になる路線を1つつくって、みやま市でいえば、東山から瀬高に来て、山川経由で高田に行って、またこの瀬高に来て、東山に行って、結局、東京の山の手線ですか、ぐるっと市内を回るバスを幹線にして、それに枝葉とか、そういうのを含めて、そういう中で予約制のデマンドタイプとか、そうすることによって、結局、今後のスクールバスとか、いろいろな小回りのできる交通体系ができるんじゃないかと思うんですよ。

それで、今の場合は何とか線、何とか線、どこ回りど、時刻表を見ても、それは本当すばらしい時刻表もできています。しかしながら、今後は、先ほども申しましたように、やっぱり官民一緒になって公共の交通体系を検討していくべきじゃないかと思いますが、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうから答えさせていただきます。

今、市長の答弁にございましたように、第2次行政改革大綱で、コミュニティーバスやデマンド交通等については検討をしていくと、調査研究をしていくという答弁をさせていただきました。当然、その中で観光や運行ルート、通行回数等も一緒に含める。また、このデマンド交通も検討の中には入ってくると思っているところでございますので、デマンド交通については一切検討しないというようなことではございませんので、そこら辺はぜひ御理解をいただきたいと思っております。

検討の中で、やはり効率的にはデマンド交通を導入したほうが良いということであれば、ぜひその方向でよりよい交通体系を構築していきたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

官民でおっしゃっていますけど、今の福祉バスも官民でやっています。全部ですね、路線とか、それから時刻表というのは民間の方たちに、例えば、区長さんとか、あるいは民生委員さんとか、老人会とか、みんな集まって、どれが一番いいだろうかと何回も、3回も4回も重ねて、路線の変更をしたり時間割を変更したりしてやっているんですけど、不満というのは常にどこかに出るわけですね。それをどう解消していくかというのは、あとはタクシー券か何かやるとか、それか徹底的にすると。また、小さなバスを回すとかいうほかにはないと。今のままでは、どんなに、あなたが今おっしゃったようなことでやっても、恐らく今のままの4台でやれば不満はどこかにやっぱり出ると思います。それを議員さんにそういう人たちがぶつけて質問すると。そういうことになりますので、これは最大多数の最大幸福と、民主主義というのはそういうものですから、そういうことで私は一生懸命やっていますが、不満の方はできるだけ不満のないように、やっぱり今後も考えていかなきゃいかんと、このように思っているところです。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

それで、今、市長も言われましたけれども、結局、私が官民というのは、できるかどうかわからないんですけども、今、いろいろ介護施設とか、病院とか、自動車学校とか、やっぱり送迎している事業所があるわけですね。そういうのの空き時間とか、そういうのを協定を結んだりして利用するとか、なるべく財政的に負担にならないような方策を検討したらどうかということなんですよ。

それで、実際、今時点で民間の事業者を圧迫するとか、そういう声も聞こえますけれども、実質的に今、福祉バスは瀬高交通のほうに委託してあると先ほど答弁ありましたが、そういうことで、前回も申したかもわかりませんが、大がかりなシステムをつくって運行するんじゃなくて、配車係とあれと2名おれば十分私はできると思うんですよ。5名もいなくても。それと、経費についても、車両を買い入れる必要はないわけですね。民間のタクシー会社とかに委託すればいいわけですから。民間のタクシー会社には配車係もいます。

いろいろな面でやっぱり民間の活力もいただきながらやっていって、安い経費で大きな効

果を出すというのが基本じゃないかと思うんですよ。それで、先ほど私が例として東山から周遊するバスの件を申しましたけれども、これはちょうど今回の視察研修でやっているところがあったんですけれども、やっぱり幹線、昔は堀川バスが山川を通過して国鉄の渡瀬まで通りましたし、ここは西鉄バスが通っていたし、それをつないで、ちょうどみやま市を一周する路線をつくって、その枝葉をまた何らかデマンドとかコミュニティーバスでもいいですし、そういう形態自体を今の福祉バスと変えていったらどうですかと言っているんですけれども、その辺のお考えはありませんか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

老人ホームのバスとか、あるいは病院のバスとか、自動車学校のバスとか、一応大変いい提案いただきましたので、ちょっと検討をさせてください。

そういうことで、できるだけ多くの方が共有できるようにね。本当は全員の全員幸福というのが民主主義でしょうけど、やはりそれはできませんから、最大多数の最大幸福ということになっていますので、そこら辺はひとつ御理解をいただきたい。どうも川口議員は全員の全員幸福を目指していらっしゃる。私もそうでございますけど、なかなかそこまではいかないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

それで、みやま市の場合は、3町が合併してみやま市になったわけですね。それで、結局、多極化が、高田は高田、山川は山川、瀬高は瀬高であちこちに拠点があるわけですね。先ほど申しました、その拠点と拠点を結ぶ幹線を定期的に走らせて、やっぱり交通弱者の方たちはバス停まで行けないとか、そういう面もあるかと思いますが、その辺はやっぱり十分考慮した上で、また今までの答弁の中では全部が無償というお考えのようなんですけれども、私は幾らかの、やっぱり100円でもいただいて、皆さんが乗りやすいような体系もつくっていくべきじゃないかと思うんですよ。タクシーの回数券あたりは多分無料だと思いますけれども、タクシーにしても、100円なら100円、300円なら300円と、価格は適宜検討していくべきだと思いますけど、例えば、自動車に乗る人たちは多くの税金をつぎ込んで道路整備したり駐車

場整備したりするわけですね。それで、道路財源の一部を交通弱者のために流用と言うとおかしいんですけれども、それこそ軽自動車税は市税だったですかね。軽自動車税の一部なんか、そういうのも流用といいますか、活用といいますか、やっぱり車に乗る人は恩恵にあずかっておるわけですね。道路もきれいになったし、駐車場もきれいにできておるしですね。それで、私は道路財源の一部を交通弱者のために回すこともいいんじゃないかと思えますけど、その辺いかがですか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

今の制度がありますので、これを一遍、みやま市の交通体系の検討委員会を幅広く、議員さんたちからも何人か入っていただいて、もう一遍検討をします。ただ、川口議員がおっしゃったのをそのまま市が実行するとか、やるということはできませんので、十分参考にしながら、ひとつこら辺で交通体系の見直しというか、そういったものを幅広く各方面から求めて検討委員会をつくって、何が一番、どうすれば一番いいかという検討委員会を立ち上げて、もう一遍きちっとやりたいと。

あくまでも中心は、今の福祉バスをなくすというわけにはいきませんので、それを中心にして、もっともっと利用しやすいようなことを皆さんで考えていただきたいと思えますので、そういった検討委員会をぜひ、これは議長にもお願いですけど、つくらせていただきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

今、答弁いただきましたように、やっぱり福祉バスができてから5年以上が経過するわけです。やっぱりこの辺で一度見直しを検討していただいて、よりよいみやま市の公共交通の整備をやっていただくようお願いいたします。

そしたら、きょうはこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、13番中島一博君、一般質問を行ってください。

○13番（中島一博君）（登壇）

皆さんこんにちは。13番議員の中島です。午後の昼食後の眠気を誘う時間ではありますが、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告いたしました件につきまして質問をさせていただきます。

地球温暖化防止事業についてお伺いをいたします。

エネルギー需給構造が脆弱な我が国におけるエネルギー安定供給の確保は極めて問題であることに加え、昨今の国際的な二酸化炭素排出抑制対策の必要性の高まりの中で、我が国としても地球環境問題への積極的な対応を図ることが喫緊の課題となっており、これらの対応として再生可能エネルギーの抜本的な導入策を講じていくことが求められています。

再生可能エネルギー発電は、エネルギー起源の温室効果ガスの排出抑制に寄与することなどから、平成24年7月1日より施行された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法により、その導入を促すこととしています。

しかしながら、自家消費向けのものについては再生可能エネルギー特別措置法の対象としておらず、現状では経済面における節約が存在することから、環境の保全に留意しつつ積極的に取り組むことが重要です。そのため、自家消費向け及び防災拠点電力供給向けの再生可能エネルギー発電システムなどに対する支援を行い、その導入促進を図ることが必要であります。

経済産業省資源エネルギー庁は、10月18日、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まった昨年7月からことし7月までの1年1カ月に、新たに稼働を始めた太陽光や風力などの発電設備容量が408万6,000キロワットになったと発表いたしました。原発約4基分に当たり、全体の約96%を太陽光発電が占めています。再生可能エネルギーを導入する場合、太陽光、バイオマス、風力、中小水力、地熱などがあります。みやま市も現在、太陽光発電システムを設置する場合、1戸当たり1キロワット30千円、上限120千円を補助金として助成をしております。

事項1として、太陽光発電システム設置事業補助金を見直す考えはないのかお伺いをいたします。

事項2として、今年度、まいピア高田に太陽光発電システムを設置いたしますが、そのほかの公共施設に太陽光発電システムを設置する考えはないのかお伺いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

中島議員さんの地球温暖化防止事業についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の太陽光発電システム設置補助金を見直す考えはないのかについてでございますが、平成22年度から開始したみやま市住宅用太陽光発電システム設置事業では、1キロワット当たり30千円、上限120千円で補助を行い、平成24年度までの3カ年で212件が設置されました。また、市の補助対象以外の設置を含め、みやま市内の設置累計は778件となり、本市の環境基本計画に定める平成31年度の目標値である500件を既に達成しております。

また、現在、国の補助制度では、1キロワット当たりの設置単価が410千円以下の場合は1キロワット当たり20千円、同じく50万円以下の場合は15千円の補助がされており、本市の補助とあわせて利用されているところであります。

市といたしましては、環境基本計画の目標は達成しておりますが、地球温暖化防止や原子力発電による発電再開の見通しが不透明な中、わずかではあるものの、電力の安定供給の一助になると考え、来年度も同様の補助事業を継続したいと考えております。

次に、2点目、公共施設等に太陽光発電システムを設置してはどうかについてでございますが、市では環境基本計画に基づき、公共施設への太陽光発電システムの計画的導入を進めるため、平成25年度は、まいピア高田に福岡県再生可能エネルギー発電設備導入促進事業により、10キロワットの太陽光発電と、災害時に電気自動車から施設に電気を送る設備、太陽光発電の仕組みを学習できる施設整備を行っております。

また、現在建設が進められているみやま市消防本部にも太陽光発電施設を設置する計画となっております。

さらに、グリーンニューディール事業を活用し、災害に強いまちづくりを進め、平成26年度に道の駅みやまと総合福祉センターげんきかんに10キロワットの太陽光発電及び蓄電池の設置を進めることといたしております。

今後の計画については、新規に建設する施設には、基本的に太陽光発電の設置を検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

平成23年度からの補助事業を行っていると思いますが、現在まで累計で778件で、そのうち212件が補助対象となっているということなのですが、この778件のうち、10キロワット未満ですか、その内訳はわかりますか。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

お答えします。

778件と言いますのは、大変申しわけないんですけども、九電のほうに確認した件数になっておりまして、その明細までは伺っておりません。申しわけございません。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

現在、上限120千円ということで70戸補助なんですけど、ちょっと資料をもらっておりますが、平成22年度が449件、平成23年度が595件、平成24年度が778件ですか、平成22年度、平成23年度の差が146件、平成23年度、平成24年度の差が183件ということで、毎年太陽光発電する住宅がふえているわけなんですけど、近隣の市町村を見ますと、大牟田市は約100件ですかね、上限は120千円でみやま市と一緒になんですけど、柳川市、八女市あたりは、上限は80千円とか100千円で、ちょっとみやま市より補助金は少ないんですけど、戸数にして200戸を助成しているわけなんです。

それで、先ほど申しましたように、毎年146件、今年度は183件ふえているから、70戸じゃちょっと少ないのかなという気がいたしますので、戸数をふやすという考えは持っていないのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

平成23年度から補助を開始しているところでございます。平成23年度に当初予算がオーバーいたしまして、補正をお願いした経緯があるかと思っております。平成24年度は平成23年度の実績を踏まえて予算を計上しているところでございます。次年度でございますが、今年度の実績を踏まえた形で考えておりますけれども、実は所管といろいろとお話をした結果、来年の

4月から消費税がアップするということがございまして、多少その設置が鈍化することも考えられますので、今年度と同様の予算化をしたいという考えでございまして、ただし、もっともっと申請がふえるということであれば、また再度補正をお願いしてでも対応したいと、そのように考えているところでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

今年度の実績を見ますと、5月の連休後に募集をいたしまして、もう7月には70戸、補助対象がもう終わっている。2カ月でもう70戸を過ぎたと聞いておりますので、よかったですら2次募集などもして、戸数をぜひふやしていただきたいとも思います。その辺はもう少しお伺いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

ただいまの御質問については、ぜひ検討してまいりたいと思っておりますので。

ただ、ちょっと見えない部分もございまして、その消費税アップがどのように影響してくるのか、そこら辺もちょっと状況を見た形で対応したいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

それと、1キロワット当たり30千円で上限120千円なんですけれども、近隣の市町村を調べてみますと、地元企業の育成という面から見て、地元企業に対しては30千円で、地元外は補助を20千円に下げるとか、そういう考えはお持ち合わせていないか、その辺もお伺いをいたします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

その点につきましては、たしか筑後市さんがやられている内容だと私は理解しておりますけれども、実際、そういうふうにしたことによって申請件数が落ちたというふうなことも聞いておまして、いわゆる地元の企業さんにそういった営業力があるのかどうなのかというのちょっと検討をしているところでございます。

ただ、先ほど副市長が答弁しましたように、来年度については当初、今年度並みの予算を計上しておまして、いわゆる申請状況を見ながら再度検討はしていきますけれども、大牟田市さんあたりにおきましては、たしか1週間ぐらいで終わっていたような気がしております。そういったところで、他自治体の状況も参考にしながら行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

地元企業育成とか、30千円差をつけてということは、結局差をつけることに対して今度は戸数がふえる可能性もあるから、その辺も十分検討していただきたいと思いますが、もう少し答弁をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

もう少し、じゃ、こちらのほうも調査をしまして、検討をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

十分検討していただきたいと思います。

それと、先ほどの答弁書を見ますと、今年度、まいピア高田に予定してありますが、それ

と、平成26年度に道の駅みやまと総合福祉センターのげんきかんに太陽光発電を設置する予定になっておりますが、この補助率はどういうふうになっているのか、その辺をちょっとお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

まず、今年度のまいピア高田の分につきましては、基本的に2分の1でございます。補助対象外の経費等もございますので、最終的には入札、それから工事完了後に精査するということになるかと思えます。

また、来年度予定しております道の駅みやまと総合福祉センターげんきかんにおける分につきましては、これは基本的に10割ということになっております。ただ、こちらのほうは補助対象の範囲がちょっと厳しくなっておりますので、例えば、パネルを設置する架台であったり、そういったもの。それから、それに付随する附帯設備、そういったものは対象にならないという部分がございますので、7割から8割ぐらいの補助率にはなるかというふうに試算をしているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

まいピア高田につきましては、県の再生可能エネルギー発電設備導入促進事業ということで、その補助事業で設置されると思いますが、今年度、小・中学校の空調設備が終わったところでございますが、特に山川中学校あたりは去年新築されておる。そういう小・中学校に太陽光発電を設置する予定があるのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

高野副市長。

○副市長（高野道生君）

私のほうからお答えいたします。

ただいま市長が申し上げましたように、新規に建設する公共施設については設置を無条件に検討していきたいというお話がございました。既設の施設につきましても、できましたら

設置が可能な施設といたしますか、ただいま申し上げられたように、山川中学校だとかは新しいですよ。そういうところについては順次検討していきたいと、そういうふうに考えているところがございますけども、何分100%の補助率であればよございますけども、ただいま申し上げた補助率等々を踏まえて検討をしながら、今後も順次進めていきたいと、そのように考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

暫時休憩いたします。

午後 2 時16分 休憩

午後 2 時22分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番中島一博君、質問を行ってください。

○13番（中島一博君）

多分これ国の機関だろうと思えますけれども、新エネルギー導入促進協議会から独立型再生可能エネルギー発電システム等対策費補助金というのがあります。それ御存じですか。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

申しわけございませんけれども、存じ上げておりません。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

この補助金も2分の1が補助対象になるわけなんです。いろいろ書いてありますけど、結局公共施設などに適用するような項目になっておりますので、そういうのを活用しながら、ぜひ小・中学校あたり、特に山川中学校はまだ新築して長くありませんので、これまた今月25日まで2次募集で、今月の25日までまだそういう募集をしてあるわけなんです。

それで、できるだけそういう補助金を担当の方が探し出して、学校関係に、特に太陽光発電を設置していただきたいと思いますが、ちょっと答弁をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

今度の2次募集の分、それはちょっと名称を忘れておりまして、先ほど存じ上げておりませんというふうに言ったんですけれども、確かに県のほうから通知が来ておりました。それについては打ち合わせをしまして、先ほど市長のほうの答弁で申し上げましたとおり、今年度につきましては、もう既にまいピアのほうを行って行く。それから、当初、道の駅みやまにつきましては今年度に設置する予定ではございましたけれども、諸般の事情で来年度に移したという経過もありまして、今回の2次募集には応募をしていないというところでございます。

今議員さんがおっしゃるように、いろんな補助事業が、経済産業省にかかわらず、例えば、農林水産省の事業であったり環境省の事業であったり、さまざまな補助事業があります。先ほどの答弁でも、荒巻議員のところでもちょっとお話をしたんですけれども、いろんな補助事業を見つけながら、補助率のできるだけ高いやつを探して、その実現性について検討をしていっているところでございますので、今後、山川中学校等につきましては、先ほど副市長からの答弁がありましたように検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

この補助事業も1キロワット400千円で、10キロワット以上で、上限は40,000千円という補助金でもありますので、そういうのを活用しながら検討していただきたいと思います。

それと、4キロワットから50キロワットの範囲のものについては、今後、普及促進のため施策を検討するということを言ってありますが、どういう施策を検討されるのか伺います。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長。

○環境衛生課長（富重巧齊君）

基本的には、昨年県の補助事業を活用して調査をいたしました再生可能エネルギーの分の報告に基づく内容だと思いますけれども、今年度も詳細調査をやって、生ごみ、し尿、汚泥

系の発電施設が本市にとっては一番有効ではないかという結論が出たというふうにお話をしたところなんですけれども、今後もそういった可能性のあるやつについては検討をしていきますけれども、先ほどおっしゃった4キロワットから50キロワット以下の小規模発電のことだろうと思いますけれども、基本的には民間主導で市内の事業者、あるいは個人さんが行われるものというふうな位置づけにしていると認識をしております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

10キロワットまでは補助対象になりますが、10キロワット以上は、もう売電するなら20年間は売電されるということで、私も個人的に自宅のほうにもそういうのを設置しておりますが、できるだけ先ほども言いましたように、教育環境を進めるためには、こういう補助金などを活用して検討していただくようお願いをいたしまして、簡単ですが、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

暫時休憩いたします。休憩後の会議は14時40分からお願いしたいと思います。

午後2時27分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、2番野田力君、一般質問を行ってください。

○2番（野田 力君）（登壇）

御指名いただきましたものですから、質問をさせていただきたいと思っております。2番の野田力でございます。どうぞよろしくお願いたします。

テーマは、地場の食料品の製造業に关します支援策の問題でございます。

御承知のとおり、みやま市は豊かな農産物を初めとしまして、豊穰なる有明海からのノリなど、多くの特産物が安定的に生産されております。しかも、これらの農林水産物は、当然ながら清らかな水と肥沃な大地などの、本当に好条件の自然の恵みを受けまして、そして、生産者が精魂を傾けて高品質に育ててある関係から、全国の中でも屈指の優良産地として高

い評価を受けているところがございます。とりわけ、そのことについて地元の企業家の方々が郷土のこれらの産地にいち早く注目をいただき、しかも、高い志と不屈の精神をもって加工食品の研究開発に臨まれ、そして、心血と精魂の結晶とも言えます画期的な食品の加工、製造システムなどを創出されておられます。そのおかげで、今や酒造、みそ、しょうゆ、漬物、加工果菜、缶詰製造、さらにはノリや水産物の練り製品の分野でも、消費者から大変喜ばれているところがございます。食品製品が製造され、その製品は県内外で広く販売されております。当然、このような食品製品は他の産地にも存在することから、厳しい産地間競争は避けて通れません。それらにも打ち勝って、揺るぎない企業家に導かれて、その結果、各企業とも全国に広く展開されているのが現状であります。

そこで、みやま市内に足場を置かれています地場食品の製造業が現在どのような業績の実態なのか、生産規模や社員、従業員を通して、その一端をお示ししたいと思っております。

平成23年の資料しかありませんけれども、まず、平成23年経済センサスで4人以上の製造事業所の全体を見ますと、事業所数は、みやま市に82カ所でございます。そのうち、食品製造業の事業所は27カ所でございます、営業されています。そして、年間の基礎的な人件費、それから、原材料等の基礎的な投下費用が、みやま市の製造業全般では212億円余でございます。みやま市内の食品製造業の年間投下費用は126億円でございます。製造業全般で見ましたらば、食品のほうは60%近く占めております。

また、従事者を見ますと製造業全般で1,624名でございますが、そのうち食品製造業が989人でございますが——これは4人以下まで含めましたら千何ぼ、1,200ぐらいになると思っておりますが、989人でございますが、食品製造業が61%を占めております。

では、県全体はどのような状況かと申しますと、福岡県全体では、製造業の人件費や原材料等の投下費用は5兆5,626億円余でございます。そのうちに食品製造業は5,798億円でございますので、大体10%程度しか占めておりません。

これに関連して、従業員者数は製造業で20万6,004人です。そのうち食品製造業の従事者は3万8,004人でございますので、19%でございます。ここで製造業全般を捉えて福岡県の水準と比較してみれば、みやま市の食品製造業の投下費用の割合が60%に対しまして、福岡県は10%なんです。したがって、50ポイントの差異があります。

また、従業者数は、福岡県の製造業全般と食品製造業の比率の割合が19%に対しまして、みやま市は、先ほど申しましたように61%でございますので、42ポイントの差異が生じてお

るのでございます。このことが意味するのは、みやま市の食料品製造業は福岡県内においても高い比率を占めており、食料品製造業が盛んな、特徴的な地域と言っても過言ではないでしょう。つまりは地元の農林水産物の産地状況を受けての、地元の企業家の方々の努力のたまものであることは言うまでもありません。食料、食品企業活動がいかに活発であるかが、今このことと言えるかと思えます。

このように、みやま市は食料品製造業での働く場所が多く確保されており、これからも本産業がますます繁栄いただければ、安定的な働く場所、職場の確保、さらには職場の増加が期待され、若者の定着が一層強化されるのではないのでしょうか。大いに期待いたすとともに、企業の発展をここでどうしても願わざるを得ません。

しかしながら、最近におきましては、いわゆる西洋料理や中国料理、さらに最近は東南アジアの料理も普及し始めております。ますます食の多様化が目まぐるしく、刻々と変化いたしております。それに加えて、何といたしても人口の減少、そして高齢化によりますます食料の減退に伴っての食品に対する需要が落ち込んでいくと。これはどうして避けられないと思えます。

さらに、もう1つ追い打ちをかけるのは、経済のグローバル化の進展に伴いまして、国際的な経済交渉を見ておりますと、低価格の製品の輸入がこれからもますます活発化の兆しを呈しているわけでございますので、本当に予断を許さない状況かと思っております。このようなことから、それぞれの食料品製造の企業におかれましては、多分、厳しい状況の変化にどのように対応すべきか。そして、期間を持って日夜を問わず、本当に大変御奮闘されているものと推察いたす次第でございます。

ともかく、地元の食料品製造業界で生産された製品が、消費者ニーズに的確に対応し大いに消費されてこそ、今度は地元の農林水産物も安定的に供給可能となります。そして、生産者の安心感もさることながら、生活の維持、ひいては市内経済の順調かつ活発的な活動に、はかり知れなく寄与いたすものと思えます。特に、私たちはどうかといえば、日常的に食料品が単なる消費物資として意外と容易に使用されている傾向がありますが、その製品が本当に創意工夫を講じて、知恵を振り絞って生まれてきた背景には、命を守るための健康、保健衛生上からはもとよりでございますが、生活様式を踏まえての食生活の習慣、文化も捉えておると思えます。特に、日本の風土などにも密接にかかわりを持って、最も適応した、生活環境にマッチする生産過程が創出されてこそ存在するものと認識いたしております。ひいて

は、その食生活の文化が地域の文化の形成に強くかかわりながら人々の健康や喜びを積み重ね、さらには日本文化の進展にも寄与し、日本の食文化が定着してきたものと確信する次第でございます。

その日本食は、御承知のとおり健康と栄養面、さらにはおいしさ、そして繊細さといえますか、日本人が持っている美的な繊細さなどを含めて国際的にも高い評価を受けて、今や日本食のブームが巻き起こっております。海外までも広まっておりますが、その一端を担っているのが、まさに食料品製造の食品なのであります。

さらに、喜ばしいことでございますが、日本人の伝統的な食文化をとということで、和食をユネスコ無形文化遺産に昨年の3月に登録申請をいたしておりました。そして、ありがたいことに、つい先日の12月4日、世界無形文化遺産に登録されたのでございます。日本食が世界中に広まり喜んでいただければ、世界の人々の健康に、特に肥満防止ですか、ここいらには相当に役割を果たすだろうと思っております。あわせて、我が国の食料製品の輸出増加にもつながるものと大いに期待いたしているところでございます。

ところで、県内の町村行政でございますが、先般、他県の市行政と連携いたしまして、市町の職員の方がシンガポールにおいて食料製品の販売セールを世界のバイヤー向けに頑張っておられました光景をNHKで放映されておりました。一般的な地方行政は、その行政区内での福祉や教育、産業育成などでございますが、海外での活動までも範疇を広めているというのは、今や内政にとどまることなく、海外にまでも視野を広げたグローバル化の影響であろうと思っております。海外との取引になりますので、当然、幾多の諸問題が横たわっていると思っております。相当なリスクがあるかと思っております。先行している市町村の体系にしっかり注目していかななくてはならないかと思っております。そして、先進地の市町の貴重な情報をいち早く収集し、そして問題点等を分析することはもとよりでございますが、大いに関心を持って、考えて、考査していけば、食料品製造業が抱えております諸課題の解決の一助に値するものと確信いたします。経済循環の観点から見ましても、地元の食料品製造業界の堅実な繁栄が極めて重要、不可欠であることを、ここで本当に強く訴えたいものでございます。

そこで、市行政としましては、厳しい局面にある食料品製造業界の揺るぎない繁栄に向けた企業活動のためにも、市民皆さんの御協力を願って力強い応援をいただくような支援体制の仕組みと的確なる手だてをしっかりと打ち立てるべきものと考えます。

ところで、食品製造業界の企業は、それぞれ生産されている製品が異なっておりますけれ

ども、大まかに相共通する部分が多く存在しているのです。例えば、原料が農林水産物でありますので、バイオマス利用部分も多く、さらには製品は企業への納品ではなく、大部分が直接的に消費者に渡っていくものでございます。生産過程や流通、販売経路もほぼ似通ったような形態のようであります。したがって、各企業の製品は異なっておりましても、企業間の製造のノウハウや消費者ニーズの動向など、それらの動向把握、それから販路拡大の手法などをめぐって、お互いの情報交換は今後の企業成長の上からも極めて意義深いと思います。さらには、その情報交換の場に、農林水産物の生産団体、商工団体、行政、さらには消費者団体等が参画されれば一層濃密なるものになり、戦略的な製造、生産や販路拡大の強化につながるものではないでしょうか。

一方、市民サイドのほうから焦点を当ててみますと、私たちは地元の食料品企業の製品に對しまして、ふだんから余りその製品に対して深く考えずに、もう安心して買って買求めているものと思います。その製品には、その企業で最大の人事を尽くして開発されて実っている有意なものであり、そして大切な特徴点、つまり、とっておきの話題やストーリー、そして地元特有で自慢される良質な事柄の認識に對しまして、何か私たち一般消費者がいささか不足ぎみなのは否めないだろうと思っております。

最近では、農林水産物や地元の活性化等から、地産地消の大切さの理念が随分浸透し、大変ありがたいものでございます。地元で生産された食料製品に對しまして、みやま市民の方々が地元の製品の良質な中身を一層熟知いただいて、そして製品の良質性に加えて、このみやま市育ちの香りを口コミで伝播いただくならば、相当なる高い需要喚起に結びつくものと強く痛感いたします。市民皆さんにそのことを熟知いただくためには、当然ながら企業のPR努力はもとよりでございますが、あわせて、市行政の周知役割として取り上げていただくならば、市民皆さんからの地元製品のよさを酌み取りいただき、市民皆さんの手元から、さらに各方面に発信いただければと願うわけでございます。

そのことを通して、みやま市の協働指針も一層醸し出されまして、食料製品を通じたきずなも生まれ、食料品製造業界の一層の躍進になり得るものと期待いたします。市民皆さんと食料品製造業、関係団体、行政が一体となった推進の応援部隊を生み出すことによりまして、魅力的な企業風土の形成地として発信していけば、必ずや全国の食料品製造業界からも高い関心が持たれましょう。

企業の風土形成の中で、関係企業の誘致にもこのことが働きかけになるかと思っております。念

願の企業誘致の手段に深くつながるものと考えます。特に、食料品製造業がさらなる振興、発展をされれば、農林水産物の産地も力強く、ひいては一大食料基地として確固たる地位が築かれ、将来に対する発展の礎になるものと確信いたします。

それでは、西原市長に次の5点につきまして御質問をさせていただきます。

第1問目といたしましては、食料品製造業におきます現状と課題並びに今後の展望に対します基本的な御認識はいかがかということでございます。

それから、第2問目としましては、みやま市としましては、食料品製造業の支援方策として、まず西原市長から、地元の食品製造業界に対しまして、ともかく一堂に会する協議の場を設けていただくような働きかけを力強くいただき、そして早目に協議体を立ち上げ、活発なる情報交換を行っていただきたいのでございます。その際には、ぜひとも地元の農業協同組合、商工会、消費者団体等も含めていただきたいとお願いいたします。

第3問目としましては、新製品や改良改善の開発に対しましては、相当企業も力が要るわけでございますが、国や県の工業試験研究機関に、ともかく市が窓口として積極的にお世話いただきたいということでございます。特に、市行政と食料品製造業界が一体で要請、要望をいたしますと、国や県の受けとめ方の認識が極めて変わってくるかと思っております。そして、それに対するスピード性も生じてくるものと考えます。

第4問目としましては、そういったことで頑張ってください、新商品として、ヒット商品として打ち出す新製品を含めて、新製造品に対しましては、市が率先してマスコミの関係機関に情報提供を強力に行ってください、さらには、よかったら製造現場にも行政のほうから御案内いたしますよというような働きかけを市のほうから行っていただきたいのでございます。

最後の5問目といたしましては、製造品の中で、新しく開発された製品や改良、改善された製品については、今、市報がかなり充実して配付されておりますが、その市報の紙面に何とか掲載していただき、さらにホームページも充実しております。その中に1こま、何とかこの製品を掲載するような工夫をしていただきたいと思っております。そして、市民皆さんにお知らせをいただくとともに、市外にも広まるように市民の皆さんによろしくお願ひしたいという協力依頼を行っていただきたいのでございます。

以上、5点につきまして御質問を申し上げましたが、本当に厳しいわけでございますので、漸進的かつスピード性を持って、力強い建設的な御答弁を賜りますようよろしくお願ひを申

上げます。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

野田議員さんの大変格調高い、非常にすばらしい質問にお答えをいたします。

地場の食料品製造業に強力な支援の輪という御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の食料製造業の現状と課題並びに今後の展望に係る基本的認識についてでございますが、みやま市は清らかな水と肥沃な大地から豊かな農産物を数多く生産いたしております。漬物を初め、清酒、缶詰、水産加工、しょうゆなど、数多くの食料製品が製造され、県内外で広く販売をされています。議員が言われるとおり、みやま市内の食料品製造業は、事業所数や従業員数、さらに人件費や原材料等の年間投資費用など、全製造業の中でも多くの割合を占めており、みやま市の経済において重要な位置を占めています。しかし、食の多様化、少子化による人口の減少や高齢化の進展、経済のグローバル化による安価な製品の輸入の増加など、食料製造業を取り巻く状況は今後も厳しいものが続くと考えております。

次に、2点目の地元の食料品製造界とJAみなみ筑後、みやま市商工会、消費者団体、行政等を含めた協議の場をつくり、情報交換等を活発に展開すべきと考えるがについてでございますが、製造者や生産者の皆さんが、それぞれの分野を超えてお互いの意見を交換し、交流、連携の強化による技術の研究開発の推進を行うことは大変有意義なことであり、そのような機会を設けることは非常に大事なことと考えるので、まずは商工会、農協等に呼びかけてまいりたいと考えています。

次に、3点目の新製品や改良改善の開発については、国、県の試験研究機関に市が窓口になり積極的に世話役を行ってほしいについてでございますが、みやま市内の豊富な農産物を活用した新しい食料品の開発や既存の商品の改良などのため、国、県の試験研究機関を活用することも大変重要なことと考えるので、積極的に支援してまいりたいと思います。

次に、4点目のヒット商品として打ち出す新商品等については、市が率先してマスコミ機関等に情報提供を行うとともに、製造現場の案内役を担ってほしいについてでございますが、基本的には、新たな商品の宣伝などは、それぞれの事業自体が創意と工夫を持って取り組むべきものと思います。しかし、市の政策として新しく特産品として開発されたものに

については、事業所と連携を図り、いろいろな機会を活用し、PRに努めてまいりたいと思います。

最後に、5点目の新しく開発された製品や改良改善された製品等については、市報の紙面やホームページに掲載されるとともに、市民の皆さんの手元からも発信、伝達されるための協力依頼を図っていただきたいについてでございますが、市の広報やホームページは主に公共性があり、非営利的であるものを掲載しておりますが、市の政策として新しく開発されたものについては検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

2番野田力君。

○2番（野田 力君）

市長のほうから詳しく御答弁いただきました。認識は、質問と答弁が一致しておるわけでございますので、あとは実行するのみと思っておりますので、実現方をしっかり、部課長さんが市長さんを支えて、部課長さんたちから一生懸命その目標に向かって実行を大いに期待いたしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

以上をもちまして本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は12月10日となっておりますので、御承知おき方お願いいたしておきます。

午後3時08分 散会